

第2次

.....大和郡山市.....

人権施策に関する基本計画

豊かな人権文化が創造され
誰もが自分らしく暮らせるまち 大和郡山



令和8年3月 大和郡山市

はじめに

私たちは誰もが、生まれながらにして「自分らしく、幸せに生きていく権利」を持っています。これは、誰にも侵されることのない、かけがえのない大切なものです。

本市では、平成9（1997）年9月の「大和郡山市人権擁護に関する条例」制定以降、平成18（2006）年3月には「大和郡山市人権施策に関する基本計画」を策定し、市民一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことができる、差別のない大和郡山市を築いていくため、さまざまな施策に取り組んでまいりました。



この間も、国際化、情報化、少子高齢化の進行など、社会や経済を取り巻く情勢は大きく変化し、人権を取り巻く状況も大きく変化しています。

また、インターネットやSNS上でみられる誹謗中傷、ヤングケアラーの問題、性的マイノリティの方々が抱える課題など、新たな分野の人権課題も顕在化しています。

人権課題はますます多様化、複雑化しており、今後も、さまざまな人権課題の解決に向け、理不尽な偏見や差別を許さないための人権意識の高揚に向けて、人権教育及び人権啓発のより積極的な取り組みとともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められています。

社会情勢の変化も踏まえながら、取り組みをより前進させていくため、このたび、第2次となる本計画を策定いたしました。

この計画に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重される、豊かな人権文化の創造をめざして、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、人権施策に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「大和郡山市人権施策協議会」委員の皆様をはじめ、関係機関ならびに、意識調査にご協力をいただきました市民の皆様に、心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和8（2026）年3月

大和郡市長 上田 清

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 基本計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景（国・県等の動向）	2
3 基本計画の位置づけ・性格	4
4 基本理念	5
5 計画の期間	6
第2章 人権問題を取り巻く動向と課題	7
1 人権をめぐる動向	7
2 アンケート調査結果からみる大和郡山市の現状	12
3 第1次計画の進捗評価	18
4 大和郡山市の人権推進に向けた課題	19
第3章 人権教育・啓発に関する横断的施策の推進	20
1 人権教育・啓発の推進	20
2 相談・支援の充実	23
第4章 分野別人権施策の推進	24
1 同和問題	24
2 女性に関する問題	26
3 こどもに関する問題	28
4 高齢者に関する問題	30
5 障害のある人に関する問題	32
6 外国人に関する問題	34
7 感染症等に関する問題およびハンセン病患者等に関する問題	36
8 犯罪被害者とその家族に関する問題	38
9 刑を終えて出所した人とその家族に関する問題	40
10 インターネット・SNSによる人権侵害の問題	42
11 性的マイノリティに関する問題	44
12 震災等の災害に起因する人権侵害の問題	46
13 さまざまな人権問題	48
第5章 計画の推進にあたって	50
1 人権尊重の視点に立った各種施策の展開	50
2 計画の総合的な推進体制	50
3 関係機関等との連携	51
4 計画の進捗状況の評価	51

資料編	52
1 用語の解説（50音順）	52
2 計画策定の経過	57
3 大和郡山市人権施策協議会条例	58
4 大和郡山市人権施策協議会委員名簿	59
5 大和郡山市人権擁護に関する条例	60
6 大和郡山市民憲章	61
7 大和郡山市人権問題啓発活動推進本部設置規程	62
8 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例	64
9 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例	65
10 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	66

第1章 計画の策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

本市では、日本国憲法の基本的人権尊重の精神に基づき、平成9（1997）年9月に「大和郡山市人権擁護に関する条例」を制定しました。平成12（2000）年には、本市の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」大和郡山市行動計画を、平成18（2006）年3月には、「大和郡山市人権施策に関する基本計画」を策定し、各行政分野で取り組みを進めてきました。

以降、平成27（2015）年には「大和郡山市手話に関する基本条例」、平成28（2016）年には「大和郡山市犯罪被害者等支援条例」、平成30（2018）年には「大和郡山市男女共同参画推進条例」、令和5（2023）年には「大和郡山市ケアラー支援条例」など、人権課題に対応する条例を制定しました。

しかしながら、現在においても同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者などの人権問題が依然として存在しています。また、国際化、高齢化、少子化等の社会情勢の変化とともに、近年ではインターネットやSNSによる人権侵害や性的マイノリティの人権課題など、新たな人権問題も生じており、人権を取り巻く情勢は複雑・多様化してきています。

人権が尊重される社会の実現に向けて、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るために、効果的で実効性のある人権教育・人権啓発を推進していくとともに、人権侵害に対する相談体制と支援体制の充実が課題となっています。

このような状況を鑑み、令和6（2024）年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果を踏まえた上で、さらに人権が尊重される社会づくりの取り組みを推進していくため、現在の「大和郡山市人権施策に関する基本計画」を改定し、令和8（2026）年度を初年度とする第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画を策定することとしました。

（用語の解説）○大和郡山市人権擁護に関する条例：P56、○大和郡山市手話に関する基本条例：P55、
○大和郡山市犯罪被害者等支援条例：P56、○大和郡山市男女共同参画推進条例：P56、
○大和郡山市ケアラー支援条例：P55、○SNS：P56、○マイノリティ：P55

2 計画策定の背景（国・県等の動向）

（1）国際的な動き

昭和23（1948）年12月10日、第3回国連総会において、世界のすべての人とすべての国が達成すべき人権の共通基準となる、「世界人権宣言」が採択されました。同宣言では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」が謳われており、同宣言の精神を具現化した社会を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」をはじめとして、数多くの条約や規約が採択され、発効しました。

また、平成7（1995）年から平成16（2004）年まで「人権教育のための国連10年」の取り組みが進められ、終了後には国連総会において「人権教育のための世界プログラム」が決議されました。これに基づき「人権教育のための世界計画」に引き継がれています。

しかし、世界各地で人種、民族、宗教の違いや貧困などの理由による紛争や対立、難民の発生、大規模な自然災害などにより、多くの人々の人権が侵害され、生命が奪われている現実があります。こうした状況の中、国連は差別のあるところに平等は存在し得ないとの認識の下、令和4（2022）年「包括的反差別法制定のための実践ガイド」を策定し、国連を中心に各国政府や企業、さまざまな人権NGOなどが世界的規模で平和と人権の確立、差別や貧困の撤廃を目指した積極的な取り組みを進めています。

（2）国内の動き

国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権関係国際条約の批准をはじめ、国際社会と協調して人権に関する取り組みを進めてきました。平成8（1996）年には、人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」を制定するとともに、国連決議の「人権教育のための国連10年」に関する我が国の取り組みとして、平成9（1997）年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

平成12（2000）年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されました。同法の規定に基づき、平成14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こうしたことを背景に、平成28（2016）年には、人権三法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」）が施行されました。

（用語の解説）○ヘイトスピーチ：P55、○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：P53、
○部落差別の解消の推進に関する法律：P55

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の改正などが進められ、令和2（2020）年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（パワーハラスメント防止法）」、令和5（2023）年には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解促進法）」、「こども基本法」、令和6（2024）年には「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、個別具体の人権課題を解決するための法整備が進められています。

（3）奈良県の動き

奈良県では、平成16（2004）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」を策定し、すべての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化の創造」を基本理念として、人権施策に関する取り組みを推進しています。

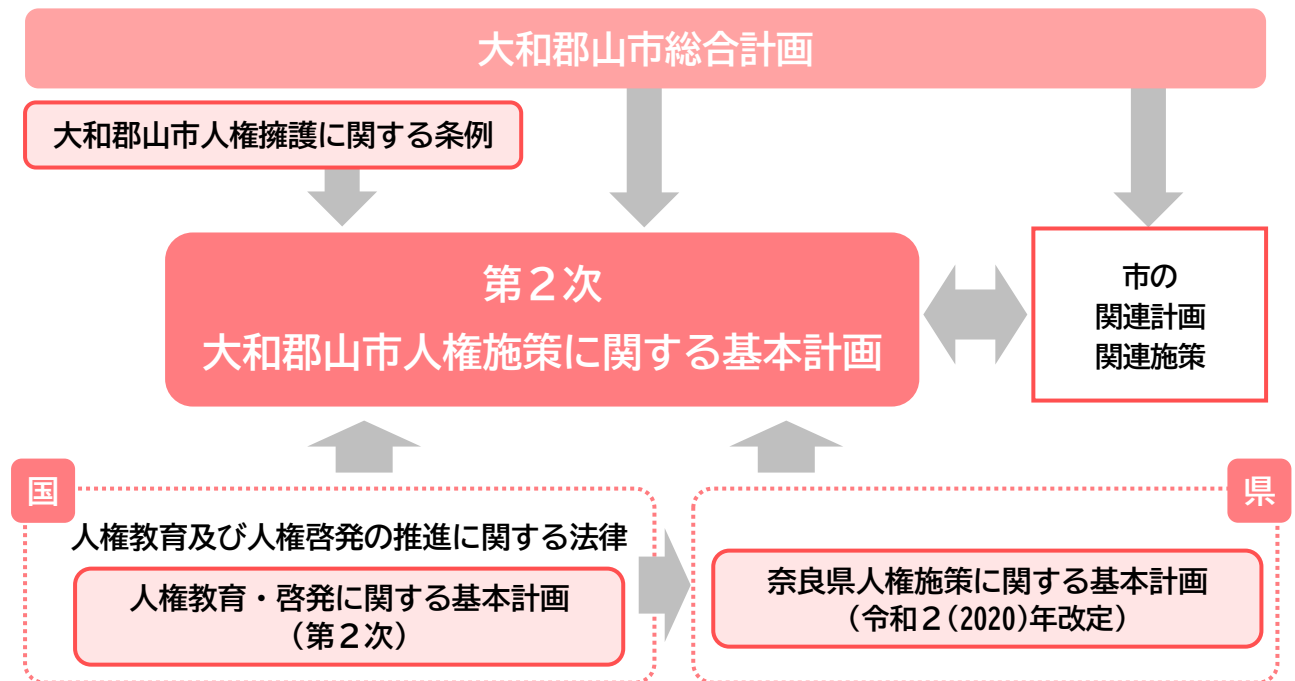
また、国の法整備の動向を踏まえ、平成28（2016）年4月には「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」、平成31（2019）年3月には「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されています。

「奈良県人権施策に関する基本計画」の策定後15年が経過し、社会経済情勢の変化等を背景に、性的マイノリティへの偏見、さまざまなハラスメントやひきこもりの問題など新たな人権問題が顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化していることを踏まえ、令和2（2020）年3月に「奈良県人権施策に関する基本計画」が改定されました。人権問題に対して、県、市町村、関係機関・団体、企業、県民等が主体的に連携・協働して、より一層取り組みを推進するための、中長期的な施策方針として示されています。

（用語の解説）○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律：P53、○パワー・ハラスメント：P55、
○ジェンダー：P53、○ジェンダーアイデンティティ：P53、○こども基本法：P52、
○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律：P52、
○共生社会の実現を推進するための認知症基本法：P52、○認知症：P54、○ひきこもり：P55、○協働：P52

3 基本計画の位置づけ・性格

- (1) 本計画は、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を効果的に推進するため、「大和郡山市人権擁護に関する条例」に基づき策定するものです。
- (2) 本計画は、本市の今後の中・長期的な人権施策の推進指針を明らかにするものです。
- (3) 本計画は、人権施策に係る関係法令の趣旨を踏まえるとともに、大和郡山市総合計画や各行政計画との整合を図りながら、計画期間内に取り組む具体的な施策について示します。
- (4) この基本計画の策定及び推進をもって、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に対応するものとします。
- (5) 本計画は、市民をはじめ、関係機関、企業、NPO等の民間団体等に、市の人権施策の基本方向を示し、理解と共同意識を得ることで、豊かな人権文化の創造に向け、それぞれの主体的取り組み及び協働による取り組みを促すものです。
- (6) この基本計画は、社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



4 基本理念

豊かな人権文化が創造され、誰もが自分らしく暮らせるまち 大和郡山

本計画では、市民一人ひとりの人権が尊重される自由で平等な社会づくりに向けて、すべての人々が人権尊重の精神を身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付いた「豊かな人権文化の創造」を目指すことを基本理念とします。

(1) 個性や能力が発揮できる社会づくり

すべての人は、自分の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく幸せに生きたいと願っています。一人ひとりが自分の個性や可能性を大切に、自信を持って自己表現し、豊かな自己実現を図ることができる社会づくりが重要です。

そのためには、市民が不当な差別をされることなく、一人ひとりがかげがえのない存在として尊重され、個性や能力を十分に発揮する機会を持つことができるよう、市民や関係団体等と一体になった普及活動に取り組みます。

(2) 違いを豊かさとして認め合う共生の社会づくり

国籍や民族、文化の違いをはじめとして、性別、身体的能力や特徴、年齢、価値観や生き方など、人にはさまざまな違いがあります。

こどもから高齢者まで、世代を超えて、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「共生社会」を目指し、違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成を目指して指導・育成を図るとともに、学校、地域等のあらゆる機会、あらゆる場を捉えて、人権尊重教育を積極的に推進していきます。

(3) 自己の存在を確かめることができる社会づくり

人間は、家庭や地域、職場など、社会のさまざまなつながりの中で他者とのかかわることを通して自己の存在を確かなものとして自覚していきます。生きる喜びや幸せも、支え合い共感できる豊かな人間関係の中にあります。

だれもが身近な関係だけにとどまらず、ボランティア活動や地域コミュニティづくり、生涯学習など社会的な活動への積極的な参加・体験を通して社会とつながりを強化していく取り組みが必要です。一人ひとりが自らの存在を社会的に意味のあるものとして確かめ、自他の尊厳を尊重して生きることができるよう、さまざまな人々との出会いや交流の場づくりを進めます。

また、人権侵害などの問題が生じた時、人権を侵害された人が安心して相談でき、問題解決に向けた的確な支援が受けられるよう、関係機関・団体と連携した相談支援体制の整備を目指すとともに、そうした情報を積極的に提供するなど、市民への周知に努めます。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和8（2026）年4月から令和18（2036）年3月までとします。

ただし、社会経済状況の変化、計画の取り組み状況などにより、新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)	令和 14年度 (2032)	令和 15年度 (2033)	令和 16年度 (2034)	令和 17年度 (2035)
第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画									
(社会経済状況の変化、計画の取り組み状況などにより必要に応じて見直し)									

第2章 人権問題を取り巻く動向と課題

1 人権をめぐる動向

(1) 同和問題（部落差別）

同和对策事業特別措置法による同和对策が終了し同和問題（部落差別）に関する市民の問題意識も次第に薄れていると言われる一方で、今なお、結婚や就職における差別、そうした差別につながる身元調査、部落差別に係る差別的な言葉を用い他者を蔑む言動等が見られ、さらに近年は、インターネット上に同和地区を特定し差別的な取扱いを誘発するような書込みをする行為も発生しています。

平成 28（2016）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが国や地方公共団体の責務であることが明記されました。

同和問題（部落差別）は基本的人権にかかわる重大な課題の一つであるとの認識に立ち、その解消を図っていく必要があります。

(2) 女性の人権

昭和 60（1985）年の「女子差別撤廃条約」批准後、昭和 61（1986）年には「男女雇用機会均等法」、平成 11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」が施行されています。また、近年では、平成 27（2015）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成 30（2018）年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行により、女性の社会進出の促進が図られています。しかしながら、現実には依然として性差別意識が残っており、特に固定的役割分担意識に基づいた制度や慣行は、さまざまな場で根強く残っています。また、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和 6（2024）年 4 月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。

性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発、男女ともに安心して働き続けられる環境の整備、意思決定過程への女性の参画等の取り組みについて、さらに実効性を高めていく必要があります。

(3) こどもの人権

少子化の進行に歯止めがかからない一方で、全国的に児童虐待相談や不登校件数は増加傾向となるなど、こどもを取り巻く環境は厳しい状況にあり、その抜本的な問題解決が急務となってい

（用語の解説）○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律：P52、○児童虐待：P53

ます。このような状況を受け、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的として、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行されました。同年12月には、こども施策を総合的に推進し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、「こども大綱」が策定されました。

こども一人ひとりの安全と健やかな成長を保障するとともに、こどもの権利を尊重し、社会全体でこどもの成長を見守る意識の醸成を図っていくことが必要です。

（4）高齢者の人権

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、令和19（2037）年には国民の3人に1人が高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。国では、平成7（1995）年11月に「高齢社会対策基本法」が制定され、基本的施策として、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境などの分野別に、国が講じるべき施策を掲げています。また、同法に基づいて政府が作成した「高齢社会対策大綱」（令和6（2024）年9月閣議決定）においては、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針が提示されています。

また、高齢化に伴い、令和7（2025）年には認知症の人の数は約700万人となり、65歳以上の約5人に1人が認知症と見込まれています。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を制定し、令和6（2024）年1月から施行されています。

すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら、地域で安心して暮らせる社会の構築を目指して、高齢者の権利擁護体制の整備などに取り組んでいく必要があります。

（5）障害のある人の人権

「国連障害者の十年」の国内行動計画として、昭和57（1982）年に障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、現在では、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」により、障害者施策の総合的な推進が図られています。

また、平成19（2007）年9月に「障害者権利条約」に署名し、障害のある人の権利や尊厳を尊重するため国内における法制度の整備等を進め、平成26（2014）年1月に批准しました。同条約は、障害のある人とない人が同じように生活するために必要とされる「合理的配慮」を行わないことは「障害を理由とする差別」にあたり、締約国が、障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害のある人のあらゆる人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の権

（用語の解説）○こどもまんなか社会：P52、○こども大綱：P52

利の実現のための措置などを定めており、平成 28 (2016) 年 4 月から「障害者差別解消法」が施行されました。

障害のある人が地域で安心して自分らしい暮らし方ができるよう、障害のある人への理解と認識を深めるための教育・啓発活動のさらなる充実を図っていく必要があります。

(6) 外国人の人権

平成 28 (2016) 年には、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動の解消を目指し、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。そのほか、平成 31 (2019) 年 4 月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行、令和元 (2019) 年 6 月の「日本語教育の推進に関する法律」施行など、外国籍等の人との共生社会の実現に向けた法整備が進められています。

外国人の文化や慣習に対する理解不足や先入観は、外国人に対して偏見や差別意識を持つことになる可能性もあることから、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあうことが重要です。

(7) 感染症患者等の人権

令和 2 (2020) 年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大しました。流行初期においては、インターネットや SNS での誹謗中傷などの言動も多く見られました。そのような経験を踏まえ、令和 3 (2021) 年 2 月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正され、その患者や家族、医療従事者などの人権が尊重され、感染症患者等が差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

感染症に関する正しい知識の普及、啓発を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、感染症患者等に対する相談支援が必要です。

(8) 犯罪被害者とその家族の人権

平成 12 (2000) 年に施行された「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（犯罪被害者保護法）」により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的にかかわる道が開かれました。

また、犯罪被害者とその家族の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成 17 (2005) 年に「犯罪被害者等基本法」が施行されています。さらに、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 4 次犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者の「損害回復・経済的支援等への取組」をはじめ、「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」や「国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組」などが重点課題として位置づけられています。

犯罪被害者とその家族の立場を理解するとともに、制度の周知を図り、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を行っていくことが必要です。

(9) 刑を終えて出所した人やその家族の人権

平成 28 (2016) 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されたことを受け、国では平成 29 (2017) 年 12 月に第一次「再犯防止推進計画」を閣議決定し、これまで刑事司法関係機関を中心として進められてきた再犯防止の取り組みが、国・地方公共団体・民間協力者等が一体となって取り組むべき施策へと発展しました。

令和 5 (2023) 年 3 月に閣議決定した「第二次再犯防止推進計画」では、7つの重点課題に対して 96 の施策を盛り込み、施策を可能な限り速やかに実施し、定期的に施策の進捗状況を確認しながら、施策の推進を図ることとしています。しかしながら、令和 5 (2023) 年の刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合は約半数を占める状況です。

犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、安定した生活を送ることを通じて立ち直っていくためには、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた支援の輪を広げていく必要があります。

(10) 情報化社会における人権

近年、スマートフォンなどのモバイル電子機器の普及とインターネットなどの情報通信技術の発達に伴い、インターネット上での個人情報流出やプライバシーの侵害など新たな人権問題が生まれ、個人のモラルの向上を図る必要性や法的規制の強化などが課題となっています。

令和 6 (2024) 年 5 月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の一部を改正し、対応の迅速化、運用状況（削除基準）の透明化を事業者に義務付ける「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、人権侵害の減少が期待されています。

インターネット等の利用者一人ひとりが、適正な情報の収集・発信・活用における責任や情報モラルをもつことが必要とされています。

(11) 性的マイノリティの人権

LGBTQ等（同性愛、性別違和等）などの性的マイノリティの人々の個性は、誰もが自分らしく幸せに生活するために尊重されるべきものであり、徐々にその理解は広がっていますが、依然として、偏見や差別により精神的苦痛を受け、生活上の困難や苦しみを抱えている人々が少なくありません。

(用語の解説) ○再犯の防止等の推進に関する法律：P53、○LGBTQ：P56

国では、令和5（2023）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行し、SOGI（性的指向及びジェンダーアイデンティティ）に関係なく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことや、性的指向と性自認の多様性に関して理解を深めるための施策を推進することとしています。

多様な性や関係性のあり方を受け入れる社会づくりに向けて、どのようなSOGIであっても平等に人権が尊重され、偏見や差別を受けないよう、一人ひとりが正しい知識を深めていく必要があります。

(12) 震災等の災害に起因する人権侵害

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地域が東日本全域に及び、甚大な人的・物的被害をもたらしました。長期にわたる避難所生活等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者、障害のある人等への配慮が必要であることが改めて認識されました。

また、地震と津波に伴い発生した原子力発電所事故は、被害をより深刻なものとし、同原子力発電所事故に伴う風評に基づく偏見や差別等が発生するなどの問題がありました。

防災対策の検討過程における女性や高齢者、障害のある人等の参画や多様な性のあり方に配慮した視点、避難所生活等における子どもや子育て世帯、高齢者、障害のある人などの要配慮者の視点等を踏まえた対応など、一人ひとりが被災された方々の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していく必要があります。

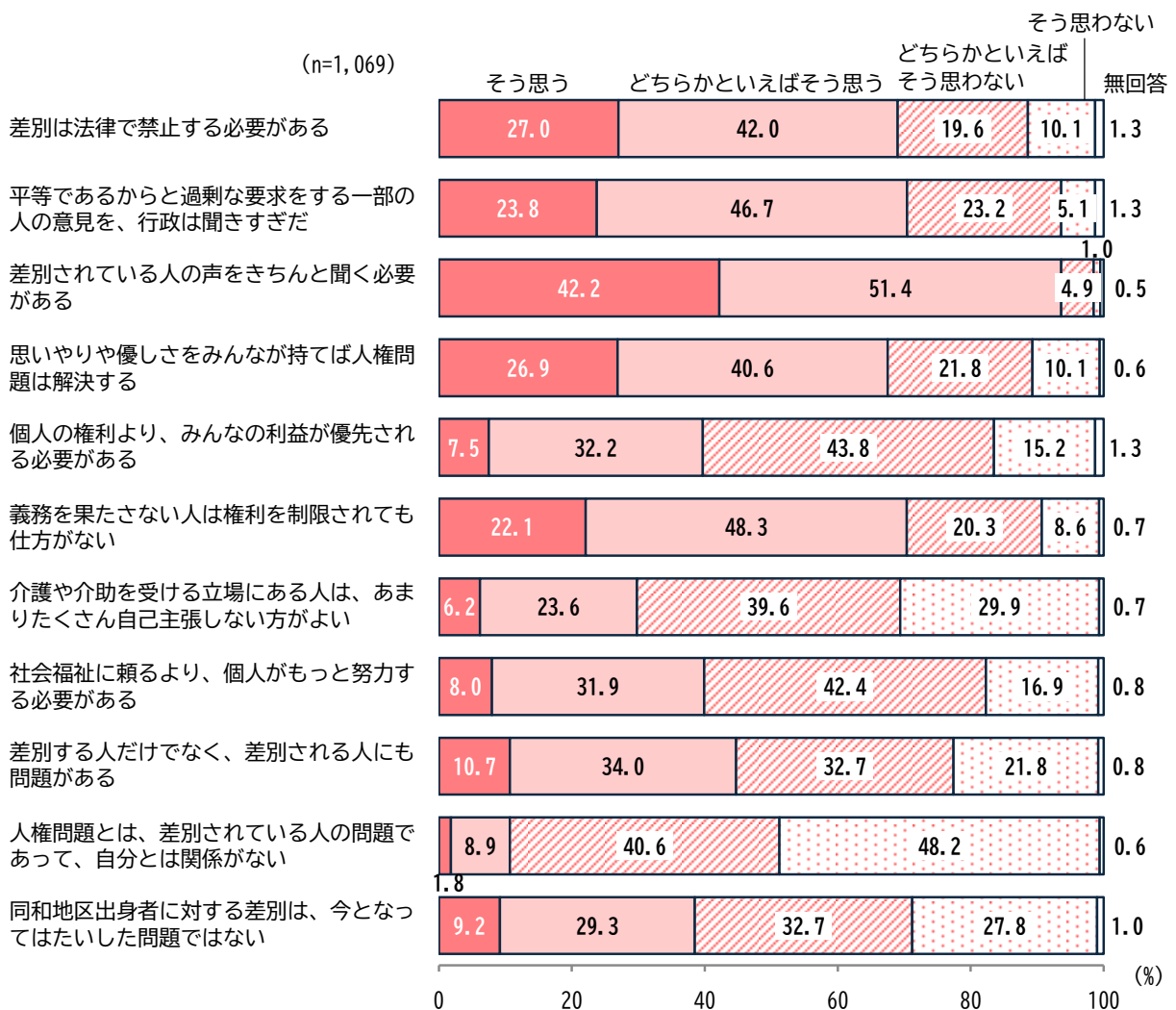
2 アンケート調査結果からみる大和郡山市の現状

18歳以上の市民3,000人を対象に、「誰もが暮らしやすい社会づくりに向けたアンケート調査」を令和6（2024）年10月に実施しました。その主な結果を抜粋し、市民の人権に関する意識・態度の傾向をみていきます。

（1）人権や差別をめぐる考え方について

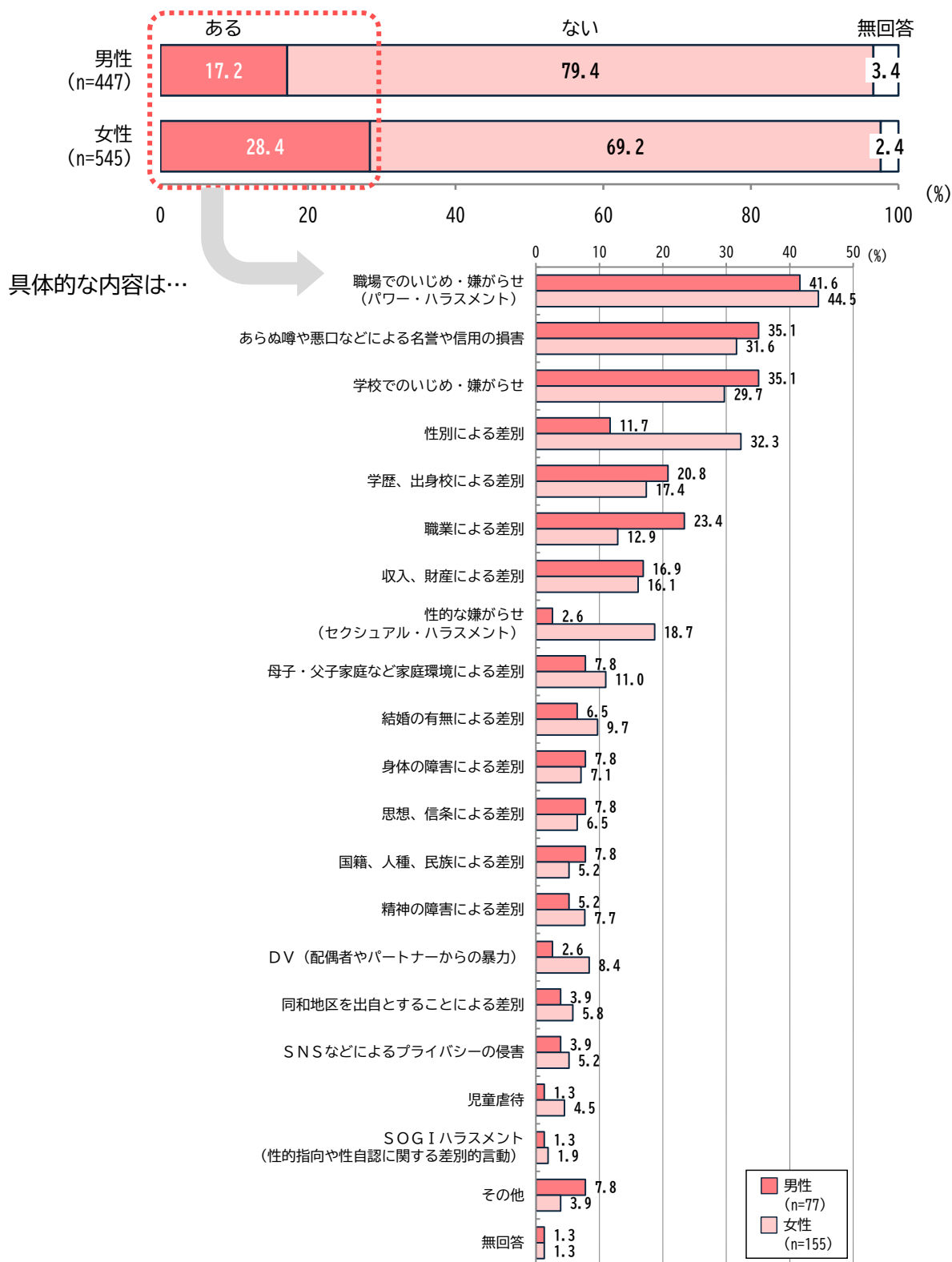
人権や差別をめぐる考え方についてたずねたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、“差別されている人の声をきちんと聞く必要がある”が93.6%で最も高く、次いで“平等であるからと過剰な要求をする一部の人の意見を、行政は聞きすぎだ”が70.5%、“義務を果たさない人は権利を制限されても仕方がない”が70.4%となっています。

一方、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた割合は“人権問題とは、差別されている人の問題であって、自分とは関係がない”が88.8%で最も高く、次いで“介護や介助を受ける立場にある人は、あまりたくさん自己主張しない方がよい”が69.5%、“同和地区出身者に対する差別は、今となってはたいした問題ではない”が60.5%となっています。



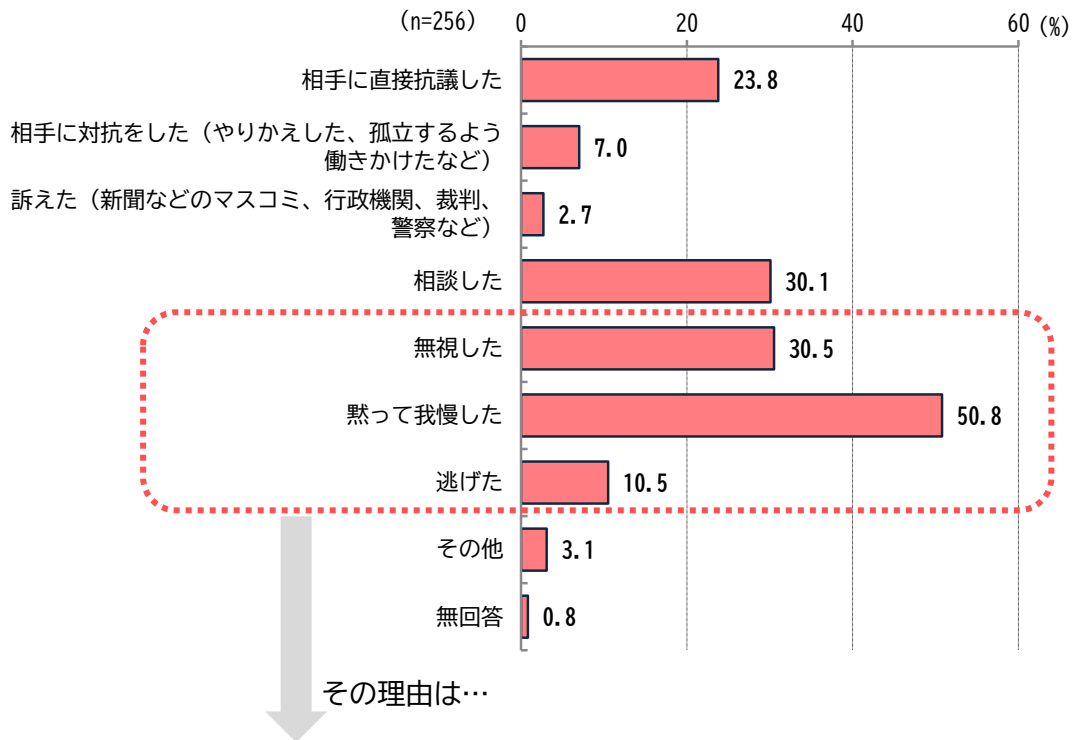
(2) 人権侵害の経験

自分の人権が侵害されたと思ったことの有無は、性別で見ると、「ある」の割合は男性に比べて女性の方が高くなっています。具体的な内容は、男女とも「職場でのいじめ・嫌がらせ（パワー・ハラスメント）」が40%台で最も多く、次いで男性では「あらぬ噂や悪口などによる名誉や信用の損害」と「学校でのいじめ・嫌がらせ」、女性では「性別による差別」が高くなっています。

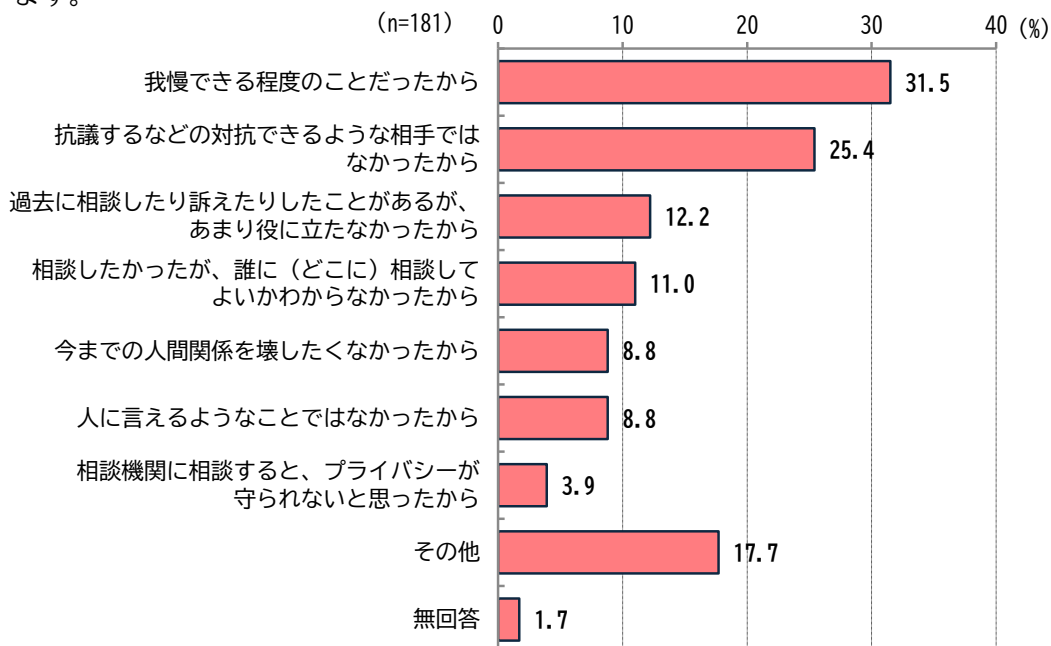


(3) 人権侵害への対応

人権が侵害されたと思ったことがあると回答した人に、そのときの対応についてたずねると、「黙って我慢した」が50.8%で最も多く、次いで「無視した」となっており、「相談した」は約30%にとどまっています。



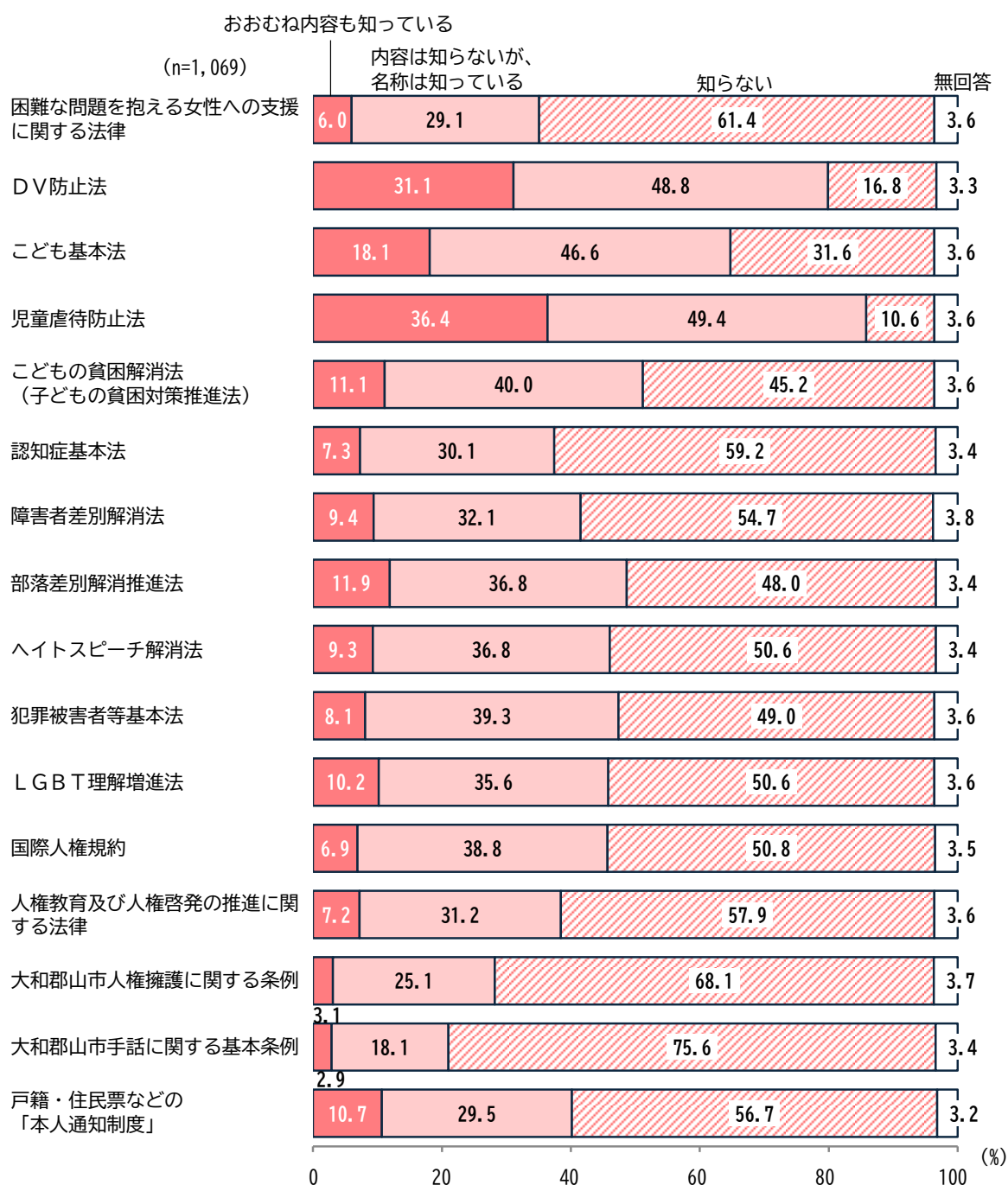
人権が侵害されたときに無視した、黙って我慢した、逃げた理由は、「我慢できる程度のことだったから」が31.5%で最も多く、次いで「抗議するなどの対抗できるような相手ではなかったから」、「過去に相談したり訴えたりしたことがあるが、あまり役に立たなかったから」の順となっています。



(4) 人権に関する条約・法律・制度の認知

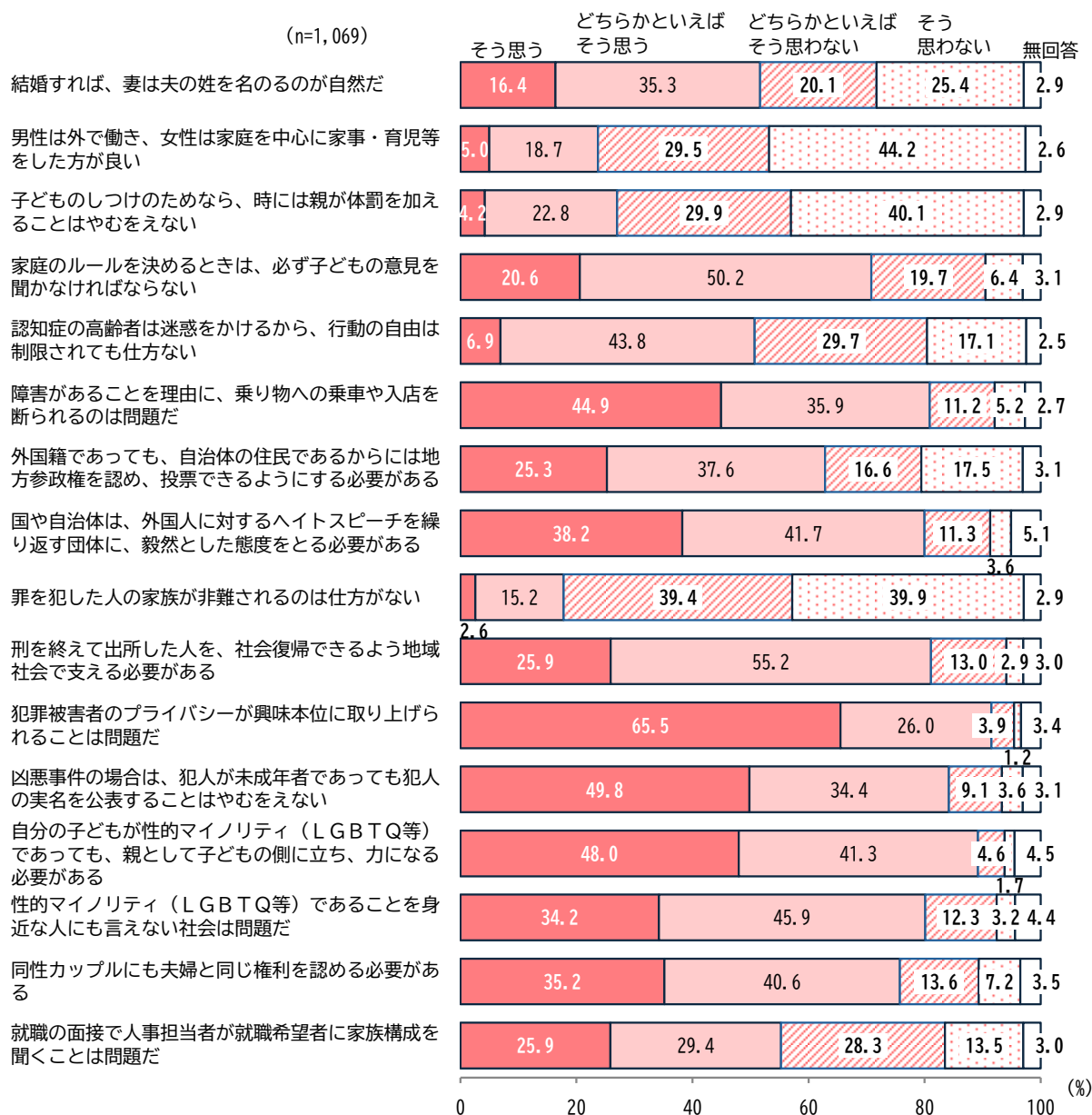
人権に関する条約・法律・制度について、「おおむね内容も知っている」と「内容は知らないが、名称は知っている」を合わせた認知度は“児童虐待防止法”が85.8%で最も高く、次いで“DV防止法”が79.9%、“こども基本法”が64.7%となっています。

一方で、「知らない」は“大和郡山市手話に関する基本条例”が75.6%で最も高く、次いで“大和郡山市人権擁護に関する条例”が68.1%、“困難な問題を抱える女性への支援に関する法律”が61.4%となっています。



(5) 人権に対する考え方

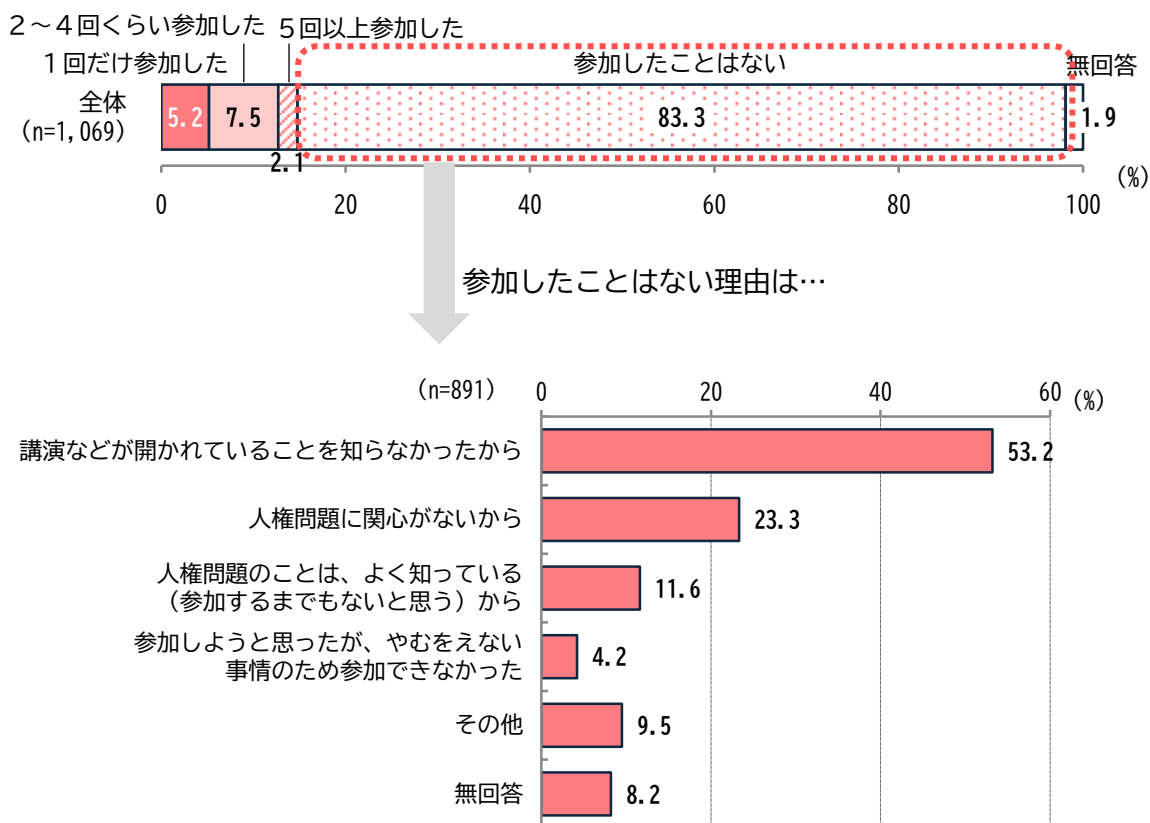
人権に対する考え方について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合は、“犯罪被害者のプライバシーが興味本位に取り上げられることは問題だ”が91.5%で最も高く、次いで“自分の子どもが性的マイノリティ（LGBTQ等）であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある”が89.3%、“凶悪事件の場合は、犯人が未成年者であっても犯人の実名を公表することはやむをえない”が84.2%となっています。



(6) 人権問題に関するイベント等参加経験

最近3年程度での、人権問題に関するイベントなどの参加状況は、「参加したことはない」が80%を超えており、参加したことがある人は20%未満となっています。

参加したことはない理由は、「講演などが開かれていることを知らなかったから」が53.2%で最も多く、次いで「人権問題に関心がないから」、「人権問題のことは、よく知っている（参加するまでもないと思う）から」の順となっています。



3 第1次計画の進捗評価

本市では、日本国憲法の基本的人権尊重の精神に基づき、平成9（1997）年9月に「大和郡山市人権擁護に関する条例」を制定しました。平成12（2000）年には、本市の人権教育・啓発の指針となる「人権教育のための国連10年」大和郡山市行動計画を、平成18（2006）年3月には、「大和郡山市人権施策に関する基本計画」を策定し、各行政分野で取り組みを進めてきました。

奈良県において毎年7月を「差別をなくす強調月間」と設定し、あらゆる差別をなくすため、各機関・団体との連携のもとさまざまな機会や場を通じて、人権尊重意識の一層の普及・高揚に努めていることにあわせ、本市においても「人権を考える市民集会」を開催しています。また、同集会以外にも複数回の人権学習講座を開催し、人権を大切にする気持ちを手紙にする人権ショートレターの募集も行っています。

そのほか、本計画に基づき、地域や家庭をはじめ、学校・園のほか、社会教育など多様な場において、基本的人権の尊重の精神が培われるよう、また、市民が人権について正しい理解と認識を深められるよう、さまざまな人権教育・啓発に取り組んでいます。

さらに、令和2（2020）年には、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現を目指すことを目的に、「大和郡山市パートナーシップ宣誓制度」を導入しています。

市民アンケート調査結果をみると、さまざまな人権問題に対する市民の関心度は総体的に高く、人権を身近なもの、我が事として感じている市民は少なくないものの、年代や性別による意識の偏りなどの課題も浮き彫りとなりました。

人権尊重の意識を高めるためには、市民一人ひとりがさまざまな人権について理解を深め、人権の重要性を単に知識として得るだけでなく、人権を身近なものとして捉えることが重要です。

また、その実現に向けては、まず市職員から人権尊重の重大性を改めて自覚し、行政の担い手として基本的人権の尊重を踏まえた施策の実施が求められます。

行政におけるすべての施策をこのような人権尊重の視点を持って取り組むことにより、市民の人権尊重意識を高め、本計画の基本理念の実現に向け取り組んでいくことが必要です。

4 大和郡山市の人権推進に向けた課題

- 人権意識の高まりがうかがえるものの、年代による意識の偏りがみられます。こうした偏りの解消に向け、あらゆる世代に届く意識啓発を行っていく必要があります。
- 同和問題（部落差別）については、結婚や居住などを中心に依然として差別意識が根深く存在し、SNS等への書き込みなどの悪質な差別事象も絶えていません。
- 性の多様性やジェンダー平等については若年層からの意識改革は進んでいるものの、高齢層においては性別役割分担意識が今なお根強く存在しています。
- インターネットやSNSの普及に伴い、それらを利用した個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害など、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。
- 一人ひとりが「人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」だけでなく、「人権を侵害されたときの対処法」などについて、引き続き考えていく必要があります。

第3章 人権教育・啓発に関する横断的施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

(1) 人権が尊重される社会の形成

市民一人ひとりが、さまざまな人権問題について理解を深め、その解決を自らの課題として認識するとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭や学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

(2) あらゆる場における人権教育の推進

①就学前教育・保育機関における人権教育

幼児一人ひとりが、集団の中で基本的な生活ルールを身につけながら自立心を育み、同時に他者を理解し尊重する心を養っていく教育・保育を推進します。

また、地域の人々とふれあう中で、助け合う心や思いやりの心を育てるとともに、日常生活における望ましい習慣や姿勢、道徳性の芽生えを培っていきます。さらに、家庭・地域との連携を強化し、幼児の健やかな成長を促します。

保育従事者についても、人間性豊かな成長を目指して人権意識を培う教育を進めることができるよう資質の向上を図ります。

②学校における人権教育

学校では、発達段階に応じて、児童・生徒が人権の意義・内容について理解を深め、互いの人権を尊重し合い、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるように育成し、いじめなどあらゆる人権侵害を許さない態度や実践力を育む教育を目指します。

また、さまざまな体験活動を学習の中に取り入れ、自ら学び、自ら考え、主体的に取り組む意欲と姿勢を培うとともに、各個人の能力を十分に伸ばさせながら、自己実現を図ることができるよう支援します。併せて、開かれた学校づくりの観点から、家庭や地域と連携した人権教育に取り組みます。

また、教職員自らが、豊かな人間性を育み、こどもをより深く理解した上できめ細かい教育に携われるよう人権研修を推進します。

③家庭における人権教育

家庭では、こどもたちの人間形成の基礎を育むだけでなく、基本的な生活習慣を身につけ、豊かな感性や情操を育むことができるよう、家庭の教育力の向上を図ります。

また、保護者とこどもが家庭教育の中で人権感覚を身につけられるよう、引き続き学習機会や情報の提供のほか、子育てに関する不安や悩みなどに対する相談・支援体制の充実を図ります。

④地域における人権教育

人権擁護委員をはじめ、自治会や民生委員・児童委員、PTA、ボランティア活動団体、NPO等との連携を図り、地域の実情に応じた教育活動を行います。

また、生涯学習の拠点となる公民館等の社会教育施設などでは、市民のさまざまな学習要求に対応した活動が行われています。これらの活動を学習の機会として捉え、人権意識の高揚と人権感覚の育成につなげていきます。

さらに、学校教育との連携を図りながら、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動等をはじめとする多様な実践活動や体験活動、高齢者や障害のある人などとの交流を通じ、人権尊重の意識を醸成する機会の充実に努めます。

⑤企業・職場における人権教育

企業では、職場における人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員などの企業関係者に対する人権教育・啓発活動を展開することが求められます。

企業が自主的かつ継続的に人権研修に取り組むことができるよう、引き続き人権教育・啓発に関する情報提供や働きかけに努め、職場における人権尊重の意識の浸透を図ります。

⑥人権教育・啓発の機能の充実

・対象者の発達段階や理解度に応じた啓発

啓発は、幼児から高齢者までの幅広い層を対象としています。啓発を効果的に進めるため、さまざまな機会を捉え、対象者の発達段階や理解度に合わせた内容や表現に創意工夫した啓発活動を推進します。

・市民自らが我が事として捉えられる啓発

日常生活において、自他の人権を尊重する態度や行動に現れるようにするため、人権教育・啓発の場に参加した市民が新たな課題を発見し、具体的な取り組みを考え共有する機会が必要です。

人権教育・啓発の各種集会や学習講座への市民の参画を促進し、個性や価値観が異なる人との交流や人権侵害を受けた経験のある当事者との交流などを通じ、人権問題や共生社会について相互に理解を促進する啓発を推進します。

⑦情報提供の充実・強化

市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へとつなげていけるよう、人権教育・啓発の情報提供については、市民の理解と共感を得て、人権を身近に考えることができる仕組みが必要です。

また、近年では、インターネット上での誹謗中傷や差別動画の投稿、悪意ある書き込み等による人権侵害が増加しています。

広報誌やチラシ、ホームページ、SNSなど各種情報メディアの特性を考慮しながら、市民に人権啓発に関するイベントや研修会・講演会等への参加の呼びかけなど、広く情報発信を行います。

⑧特定の職業に従事する者に対する人権研修

市職員や教職員・社会教育関係者、医療・保健福祉関係者等は、その職務を通じて市民の人権に直接かかわる立場にあります。こうした特定の職業に従事する者が人権尊重の理念を十分に理解し、日常の業務に反映できるよう、職種に応じた人権研修の充実を図ります。

・市職員等

人権尊重の視点に立った行政運営を行っていくため、市職員一人ひとりが人権尊重の重大性を改めて自覚し、行政の担い手として基本的人権の尊重を踏まえた施策の実施にあたることが重要です。そのため、人権に関する職員研修の充実に努め、市職員等の人権尊重の意識の向上を図ります。

・教職員・社会教育関係者等

就学前教育・保育並びに学校の教職員は、教育活動を通じて、こどもの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、自らの職責を自覚し、人権感覚を高めながら、こどもの発達段階に応じた人権教育を推進することが求められています。それぞれの幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校等の実態に応じた研修、人権教育の推進に努めます。

また、社会教育関係者は、地域社会をはじめとする社会教育の場において、人権教育に関する学習を積極的に推進する役割を担うことが求められます。そのため、人権にかかわる関係団体等と連携し、人権教育を推進していく指導者の養成を図ります。

・医療・保健福祉関係者

少子化や超高齢社会が進展する中、医療・保健福祉関係者の役割はますます重要となっています。子どもや高齢者、障害のある人やその家族と直接接し、相談に応じたりサービスを提供したりする、プライバシーの尊重や人権に配慮した対応が求められます。

そのため、人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の一層の充実に努めます。

2 相談・支援の充実

(1) 相談窓口の整備と情報提供

本市では、人権に関する相談に対応するため、人権擁護委員による人権相談のほか、国や県とも連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。また、女性や子ども、高齢者や障害のある人等の個別相談についても、各担当課で相談窓口を設けています。

必要な人に必要な支援がつながるよう、各種多様な方法による相談窓口についての周知を行います。

(2) 相談員の対応力向上・人材養成

人権相談において、的確な助言や指導ができるよう、相談員等の対応力の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、人権侵害を受けた被害者が安心して相談できるようプライバシーに配慮した相談支援に努めます。

(3) 相談機関相互のネットワーク化

複雑、多様化する人権相談に対応するため、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関との連携を図るとともに、国や県等の相談・保護機関との具体的な支援体制やNPO等の民間団体との連携・協力を努めます。

(4) 自立への支援策の充実

虐待やDV、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が安心して暮らすことができるよう、継続した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、被害者保護の支援措置の実施や施設への入所支援等を行います。

(用語の解説) ○超高齢社会：P54、○セクシュアル・ハラスメント：P54

第4章 分野別人権施策の推進

1 同和問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、住宅を選ぶ際に、近くに同和地区がある場合は4割以上の方が「さげらと思う」もしくは「どちらかといえばさげらと思う」と回答しており、特に40～70歳代で高くなっています。

また、こどもの結婚相手や親が同和地区出身者であった場合には、「考え直すように言う」が約2割、「親としては反対だが、子どもの意思が固ければ仕方がない」が4割を超える結果となっています。年代別でみると、50～70歳代で「考え直すように言う」が2割を超えています。

同和問題（部落差別）について認知は進んでいるものの、住宅を選ぶ際に近くに同和地区がある場合やこどもの結婚相手や親が同和地区出身者であった場合の対応など、同和地区に対する差別意識の解消には至っていません。

【基本方針】

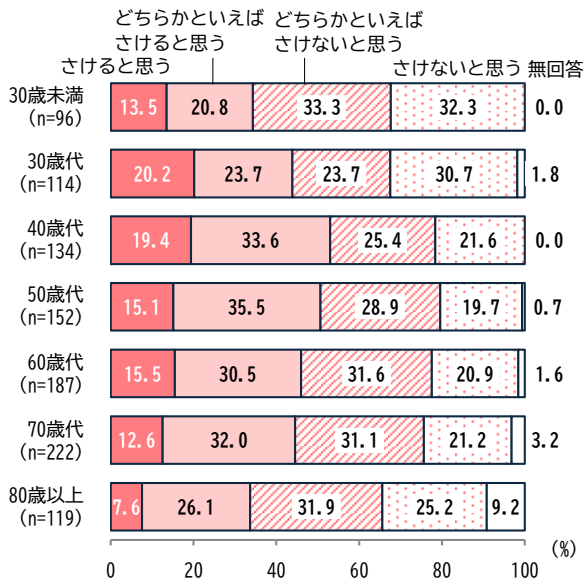
同和問題（部落差別）については、決して過去の問題ではなく、今なお存在する現実の問題であることを再認識することが大切です。

市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域等、あらゆる場において、同和問題（部落差別）に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発を推進していきます。

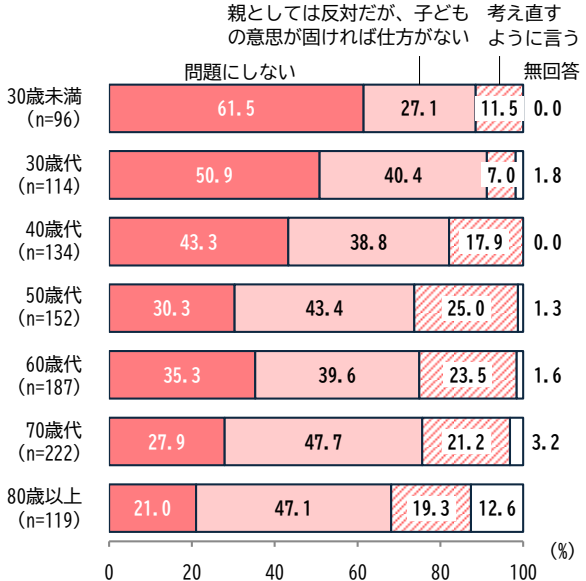
【施策の基本的な方向性】

- 同和問題（部落差別）に対する無知・無理解・無関心、インターネット上の誤った認識等の解消・解決を課題としてとらえ、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）に対し正しい認識を持ち、部落差別のない社会の実現に向けた啓発に努めます。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」について理解を深めるための啓発活動を推進します。また、あらゆる場を通じて、市民、企業・団体等に対して広く周知を行います。
- 国や奈良県と連携を図りながら、本市の実情に応じた施策を講じるよう努めます。
- 同和問題（部落差別）に関する相談をはじめとする人権相談体制の一層の充実を図り、関係団体等と連携を図りながら、相談事項の解決に向けた支援などに積極的に努めます。
- 学校教育及び社会教育のあらゆる場を通じて、部落差別を解消するための教育を一層推進します。
- 企業や福祉関係施設などにおいて、同和問題（部落差別）に関する人権学習への取り組みを支援するとともに、関係機関と連携し学習機会を提供するなど充実を図ります。

■ 住宅を選ぶ際に、近くに同和地区がある場合の対応



■ こどもの結婚相手や親が同和地区出身者であった場合の対応



コラム

部落史の見直しについて

これまでの被差別部落の歴史は、戦国時代から江戸時代はじめにかけて、支配者が権力の維持・安定のために部落をつくり出したと言われていましたが、歴史的資料の調査・研究から、部落の成立に政治権力が関与したという形跡は認められないということが分かり、これを奈良県教育委員会が提起しました。

皮革や^{にかわ}膠の生産を行う部落(江戸時代には「穢多^{えた}」村と呼ばれていました)や、占いやまじないを行う人びと、正月の祝福の芸能などを演じる人びと、亡くなった人の葬送や埋葬を行う人びとなどは、周辺の村や町と同じように集落を形成し、農業や商業などを営む生活を送っていました。こうした集落を周辺の村や町は「自分たちとは異なる」存在とみなしてきました。

江戸時代中期以降、部落では皮革や膠の生産が盛んになり、多くの利益がもたらされるようになりました。すると、仕事を求めて多くの人が移り住むようになり、戸数・人口が増大し、集落の景観や人びとの生活様式が変化する部落が出現するようになりました。このような変化を目にした周辺地域住民は、部落に対する違和感を強く持つようになり、今日につながる差別意識が生じてきました。

明治4(1871)年に「解放令」が出され、「穢多」などの呼び方は廃止され、社会的な地位や職業なども周辺地域と同様にすることが定められました。産業の発達したいくつかの部落では、戸数・人口が急激に増加し、生活環境や景観などに大きな変化が生じました。こうした変化によって周辺地域社会の「自分たちとは異なる」という意識はさらに強くなっていきました。

つまり、部落差別は、私たちが生活を送っている地域社会が生み出し、現在も残しているものだと考えられるのです。

(出典) 奈良県立同和問題関係史料センター リーフレット
「すべての人が尊重される地域社会をめざして - 『部落史の見直し』から考える - 」



2 女性に関する問題

【現状と課題】

本市では、令和6（2024）年3月に「大和郡山市かがやきプラン（第四期大和郡山市男女共同参画基本計画）」を策定し、男女がともに、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会、ジェンダー平等の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めています。

市民アンケート調査によると、「結婚すれば、妻は夫の姓を名のるのが自然だ」や「男性は外で働き、女性は家庭を中心に家事・育児等をした方が良い」という考え方については、性別で見ると、女性に比べて男性では「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が高くなっており、女性に比べて男性の性別役割分担に対する問題意識は、依然低い状況にあります。

また、年代別にみると年齢が高くなるほど「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が高くなっており、高齢層において性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っていることがわかります。

【基本方針】

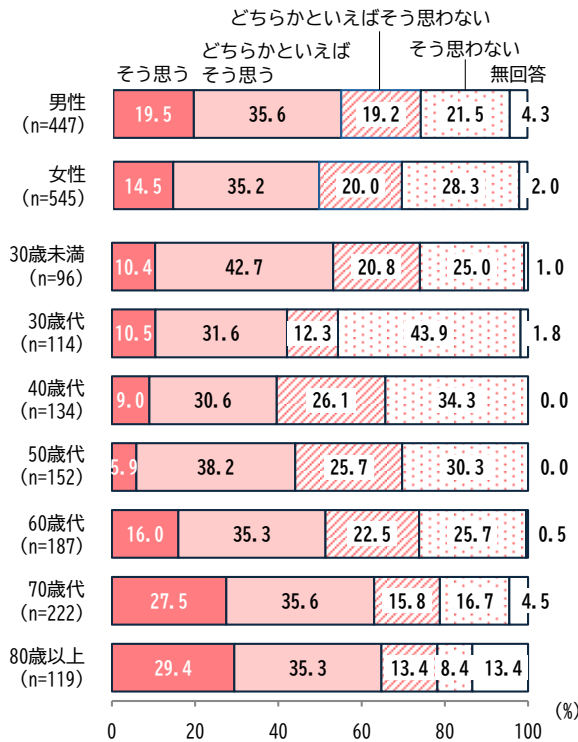
固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女が対等な社会の構成員として、あらゆる分野の活動に共に参画する機会を確保することができるよう、男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる社会づくりに取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

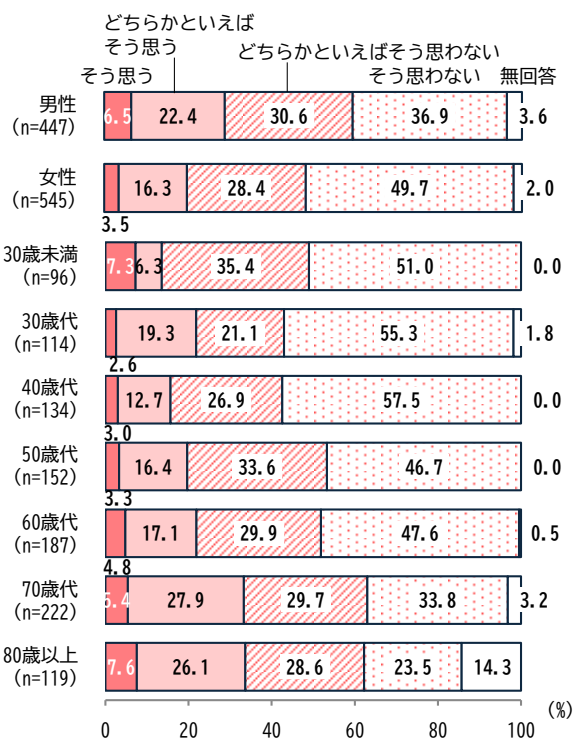
- 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を推進します。
- 各種審議会などの委員への女性の積極的な登用を図り、政策や方針決定過程の場に女性の参画を推進します。
- DVの根絶に向けて関係機関との連携を一層強化し、被害者支援に取り組むとともに、デートDVについても、若年層の理解が広まるよう啓発を進め、男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。
- 困難な問題を抱える女性に対して、関係機関と連携し、相談業務のさらなる充実に努めます。
- セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の人権侵害行為についても、人権教育、啓発の推進を通して防止に努めます。
- 男女が互いの性について理解を深め、妊娠や出産をはじめ、性と生殖に関する適切な情報の提供や学習機会の充実を図ります。

アンケート調査結果から

■ 「結婚すれば、妻は夫の姓を名ののが自然だ」という考え方について



■ 「男性は外で働き、女性は家事・育児等をした方が良い」という考え方について



コラム

女性に対する暴力をなくす運動について

配偶者等への暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されません。

暴力を容認しない社会をつくるため、11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として、シンボルカラーである紫色を用いたパープル・ライトアップをはじめ、さまざまな啓発活動が集中的に実施されています。

本市においても、DMG MORI やまと郡山城ホールを紫色でライトアップしています。



相談先一覧 | 秘密は守ります。安心して相談してください。

電話で相談

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター **#8891**

ワンストップ支援センターで受けられる支援

性犯罪被害者相談センター(性研) **#8103**

SNSで相談

SNS相談「Cure time(キュアタイム)」

その他の相談窓口一覧

あなたは悪くない

～もしものときのために知っておいてほしいこと～

あなたが悪くない

被害者の方には、決して悪くないことを覚えておいてください。

被害者の方には、決して悪くないことを覚えておいてください。

被害者の方には、決して悪くないことを覚えておいてください。

3 こどもに関する問題

【現状と課題】

本市では、令和7（2025）年3月に「大和郡山市こども計画」を策定し、「世代を超えてつながり 心を合わせてともに育つまち 大和郡山」を基本理念として、地域社会や行政などの多様な主体が一丸となり、こども・若者を育て、支えられる環境づくりに取り組み、支援を通して信頼や思いやり、つながりの意識を持つまちづくりを進めています。

市民アンケート調査によると、「児童虐待防止法」については9割近くの人が認知している一方で、性別で比較すると、「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という考え方について、女性に比べて男性では割合が高くなっています。「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」等の改正により、親がしつけに際して体罰を加えることは禁止されているものの、保護者が体罰を与えることについての問題意識が男性でやや低い状況にあります。

また、「家庭のルールを決めるときは、必ず子どもの意見を聞かなければならない」という考え方については、奈良県と比較すると「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が高くなっているものの、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」と回答した人の割合が2割を超える結果となっています。

【基本方針】

こども・若者が権利の主体であるという「こどもの権利条約」及び「こども基本法」の趣旨を十分踏まえた教育及び啓発を引き続き進め、社会全体で、こども一人ひとりの人権を尊重し、こどもの人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの立場を尊重し、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに取り組みます。

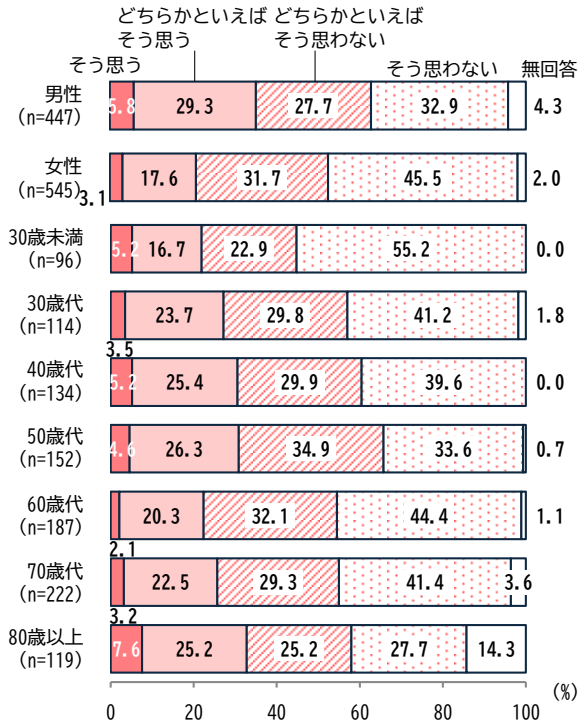
【施策の基本的な方向性】

- こどもにかかわるすべての人が、こどもの権利についての認識等を深めるための啓発を推進します。
- こどもをめぐる人権にかかわるさまざまな課題の解決に向けて、学校、家庭、地域が連携したきめ細やかな取り組みを推進します。
- 児童虐待は重大な人権侵害です。虐待を未然に防止するために、子育て家庭への育児負担の軽減や地域内交流を進めるとともに、児童虐待の問題が発生した場合には、庁内外の関係機関と連携し、速やかに救済できる体制づくりに取り組みます。
- 学校等におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法の周知や早期発見に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒及びその保護者の相談や支援を行います。
- 家族形態や生活困窮など、生まれ育つ環境に左右されることなく、すべてのこどもがその将来に夢や希望を持って成長していくことができる社会づくりに取り組みます。

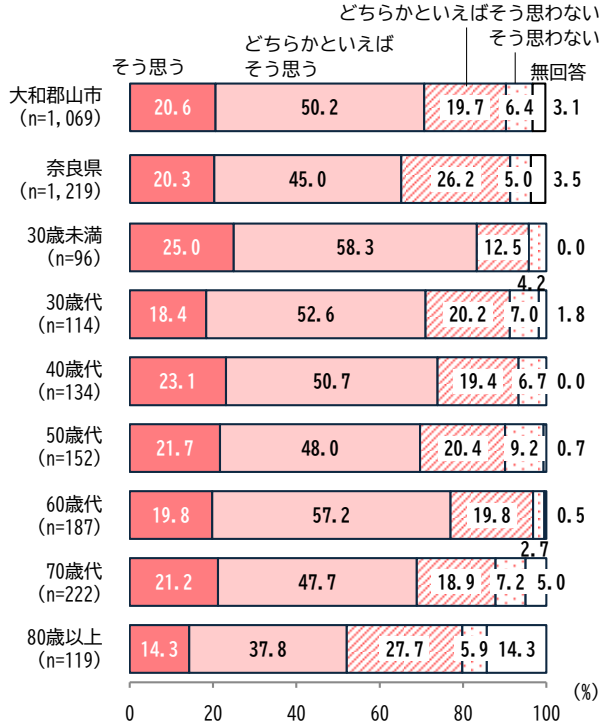
¹⁶（用語の解説）○スクールカウンセラー：P53、○スクールソーシャルワーカー：P53

アンケート調査結果から

■ 「子どものしつけのためなら、時には親が体罰を加えることはやむをえない」という考え方について



■ 「家庭のルールを決めるときは、必ず子どもの意見を聞かなければならない」という考え方について



※奈良県調査：平成30（2018）年実施

コラム

こどもの権利について

すべてのこどもは生まれながらに権利をもっています。こどもの権利は、こどもが幸せに健やかに成長していくために必要なものです。

こどもの権利について考えるとき

大切な4つの考え方

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。

命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

(出典) こども家庭庁 リーフレット「ちかごろよく聞く こどもの権利って!？」

4 高齢者に関する問題

【現状と課題】

本市では、「大和郡山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、「尊厳を保ち 敬愛に満ちた 親しみの城下町、大和郡山」を基本理念に掲げ、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの構築・推進を目指した取り組みを進めています。

市民アンケート調査によると、「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方ない」という考え方については、約半数が「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答しており、性別で見ると女性に比べて男性では高くなっています。

また、賃貸マンションの家主が、高齢者には貸さないようにと条件をつけることについて、「差別だと思う」は半数程度にとどまっています。

高齢化に伴い、認知症や身体機能の低下による要介護認定者が増加傾向にあるとともに、核家族化の進行を背景に高齢者の単独世帯も増加しています。高齢者が自分の意志で自分らしく自立した生活が送れるよう、地域の人々との交流など、社会参加できる環境整備が必要となっています。

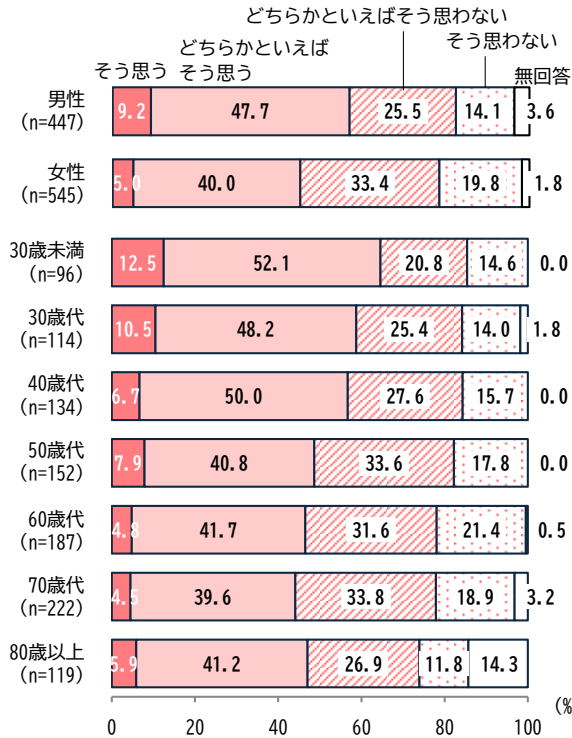
【基本方針】

高齢になり、要介護状態や認知症等になっても、尊厳が守られ、可能な限り社会とのかかわりを持ちながら自立した生活ができるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりに取り組みます。

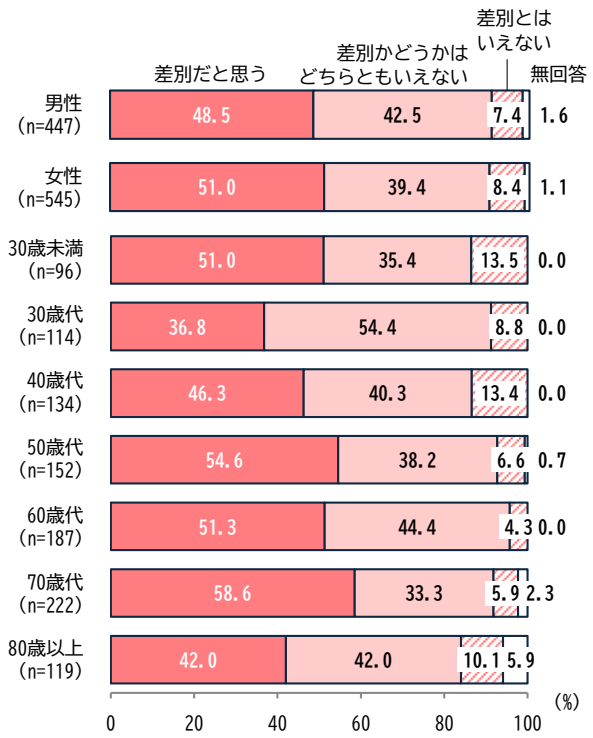
【施策の基本的な方向性】

- 高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止に向けて、高齢者虐待防止ネットワークにおける関係機関との連携を図ります。
- 高齢者を狙った悪徳商法や詐欺などを防止するため、相談・支援に努めます。
- 高齢者の豊かな知識や経験を、就労や地域活動などさまざまな場において生かしていくための環境づくりを図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、生活支援や介護予防などの情報発信が円滑に実施できるよう支援します。
- 認知症等により、財産管理や日常生活に支障がある高齢者を法的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。

■ 「認知症の高齢者は迷惑をかけるから、行動の自由は制限されても仕方ない」という考え方について



■ 賃貸マンションの家主が、高齢者には貸さないようにと条件をつけることについて



コラム

認知症基本法について

令和6（2024）年1月1日、認知症の当事者が個性と能力を十分に発揮して共生できる社会の実現を推進する法律、「認知症基本法」が施行されました。

認知症の当事者を含めた一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重して支え合いながら共生する、活力ある社会（共生社会）の実現を推進することが目的とされており、認知症の当事者に関する理解の増進や生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の機会の確保、意思決定の支援および権利利益の保護、相談体制の整備等などの基本的施策が制定されています。

また、毎年9月21日の「世界アルツハイマーデー」にあわせ、日本では認知症基本法において、この日を「認知症の日」と定めています。

さらに、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりにむけては、全国で認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターが多数養成されています。認知症サポーターには「認知症の人を応援します」という意思を示す認知症サポーターカードやオレンジリング等が渡されます。



5 障害のある人に関する問題

【現状と課題】

本市では、「大和郡山市障害者福祉長期計画」を策定し、障害の有無にかかわらず、各々の個性が尊重され、周囲の理解や支援を受けながら最大限自立し、一人の市民として暮らしていけるよう、さまざまな取り組みを進めています。

市民アンケート調査によると、住宅を選ぶ際にさける条件として、近くに障害者施設がある場合は2割以上の方が「さけると思う」もしくは「どちらかといえばさけると思う」と回答しています。

また、こどもの結婚相手や親が障害のある人であった場合、「考え直すように言う」人が身体障害のある人の場合は1割程度、知的障害のある人の場合は3割以上、精神障害のある人の場合は4割を超える結果となっています。年代別で見ると、年代が上がるほど「考え直すように言う」人が高くなっています。

障害の種類により差別意識が残っていることから、障害の正しい理解や障害によって生み出される障壁が個人の心身機能の問題ではなく、モノ、物理的環境、人的環境など社会のあり方によって生み出されているという「障害の社会モデル」や「障害の人権モデル」について認識を進めていく必要があります。

【基本方針】

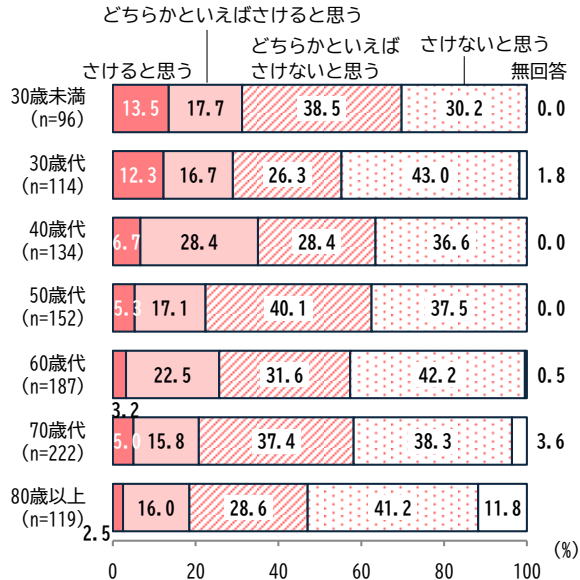
障害のある人が、自身の望む場所で安心して暮らし、自身の希望する生活を実現することができるよう、関係機関の連携・協力のもと障害や障害のある人への市民の理解を一層深めるとともに、事業者に対しては合理的配慮の提供をより一層求め、障害のある人が自らの選択と決定のもと、社会のあらゆる活動に参加・参画できる環境づくりに取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

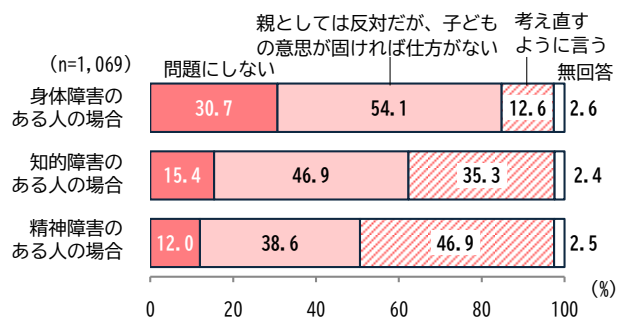
- 障害のある人に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。
- すべての人にとって安全で快適な生活ができるようユニバーサルデザインの普及・啓発に努めるとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。
- 障害のある人が自立し、自己選択によってさまざまな生き方を選んでいくことができる社会の実現に向けて、障害のある人が生活の場やサービスを選択できるようにするため、相談窓口や支援の充実を図ります。
- 知的障害やその他精神上の障害等により、財産管理や日常生活に支障がある人を法律的に支援するため、成年後見制度の利用を促進します。

アンケート調査結果から

■ 住宅を選ぶ際に、近くに障害者施設がある場合の対応



■ こどもの結婚相手や親が障害のある人の場合の対応



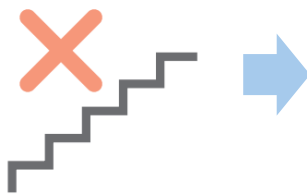
コラム

障害の社会モデル・人権モデルについて

障害の「社会モデル」とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな「制限」は、障害のある人ご自身の心身のはたらきの障害のみが原因なのではなく、社会の側に、さまざまな障壁（バリア）があることによって生じるもの、という考え方です。

- 階段しかないで、2階には上がれない

▶「障害」がある



- エレベーターがあれば、2階に上られる

▶「障害」がなくなった！

車椅子の方は、何も変わっていない。変わったのは、あくまでも周囲の環境

(出典) 内閣府 リーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」

障害の「人権モデル」とは、社会モデルをさらに一歩進めた考え方で、障害のある人もない人も、「人として尊重され、平等に生きる権利がある」と捉え、「障害のある人にも、ではなく、障害のある人だからこそ、特別な支援（合理的配慮）が必要だ」という視点です。

例えば、情報保障（字幕・手話通訳）がない会議には参加できない、移動のサポートがなければ学校に通えない、こうした現実に対して、「個人の努力でなんとかして」と言うのではなく、「それは人権の侵害だ」と捉えるのが人権モデルです。

6 外国人に関する問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、住宅を選ぶ際に、近くに外国人住民が多く住んでいる場合は半数以上の人が「さげると思う」もしくは「どちらかといえばさげると思う」と回答しています。

また、賃貸マンションの家主が、外国人には貸さないようにと条件をつけることについて、「差別だと思ふ」は約半数にとどまっています。

外国人の定住化が進む現在において、外国人を観光客や一時的滞在者としてではなく、同じ地域に住む住民として認識する視点が必要であり、言葉や習慣などが異なる外国人と地域住民との間で、互いの文化を理解し合うことが必要です。

その他にも、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。平成28(2016)年6月に施行された「ヘイトスピーチ解消法」では、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて、国や地方公共団体が、相談体制の整備や教育活動、広報啓発などの施策を講じるよう定めています。

【基本方針】

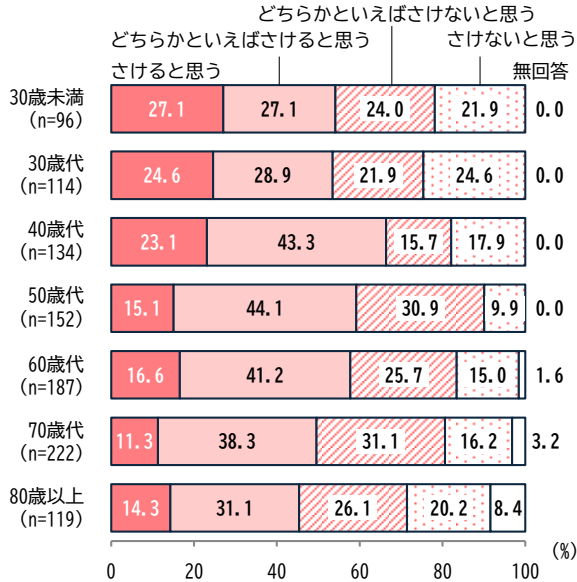
異なる文化や考え方を理解し、互いの人権を尊重しあう「多文化共生社会」の形成を進め、外国人も地域で暮らす住民の一人として安心して生活できる共生社会の実現に向けた取り組みを進めます。

【施策の基本的な方向性】

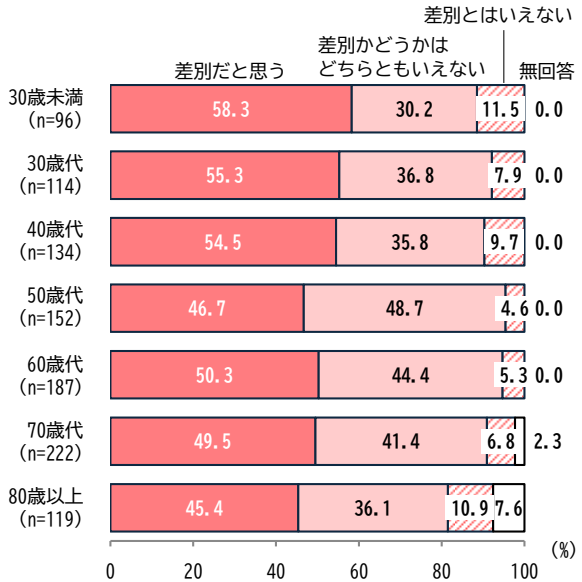
- 外国人に対する嫌がらせや差別事象・差別的言動(ヘイトスピーチなど)の発生防止に努め、民族、国籍等に関係なく互いを尊重し合う意識を醸成するための啓発を推進します。
- 外国人への生活情報の提供や日本語教育などの生活支援の充実を図り、外国人も暮らしやすい環境づくりを推進します。
- 言語、宗教、生活習慣等の異なる文化、考え方や多文化共生の重要性に対する相互の理解を深め、市民や地域の共生意識の高揚を図ります。

アンケート調査結果から

■ 住宅を選ぶ際に、近くに外国人住民が多く住んでいる場合の対応



■ 賃貸マンションの家主が、外国人には貸さないようにと条件をつけることについて



コラム

やさしい日本語

日本に住む外国人は、この30年で約3倍以上に増えました。そして、外国人が日本で安全に安心して生活するためには、国や地方公共団体からのお知らせなどを正しく理解することが必要です。外国人の国籍の多様化も進む中で、通訳や翻訳などの情報の多言語化を進めるとともに、注目されているのが「やさしい日本語」です。

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本語の持つ美しさや豊かさを軽視するものではなく、外国人、高齢者や障害のある人など、多くの人に日本語を使ってわかりやすく伝えようとするものです。

近年では、外国人観光客とのコミュニケーションや、外国人住民と日本人住民の交流を促進する手段としても、やさしい日本語を活用した取り組みが進んでいます。やさしい日本語で表すには、いくつかのポイントがあります。たとえば・・・

- ・カタカナの外来語や漢語は使わない。
- ・はっきりと言い切る。
- ・一つの文に、一つの情報だけを表す。

などがあります。

これからは、多言語化や日本語教育などと共に「やさしい日本語」の普及を通じて、行政、企業、学校、大学、市民団体などが力を合わせ、多文化共生社会づくりの輪を広げていくことが大切です。

【「やさしい日本語」への書き換え例】

(例文)	⇒	(変換例)
「ヘルシー」	⇒	「体に良いです」
「駐車禁止」「お車でのお来場はご遠慮ください」	⇒	「車を停めないでください」

7 感染症等に関する問題およびハンセン病患者等に関する問題

【現状と課題】

国では、平成13(2001)年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を、平成21(2009)年4月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」をそれぞれ施行し、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消に向けた取り組みを推進しています。

また、ハンセン病の元患者の家族が、隔離政策により、偏見や差別の対象とされ、元患者との家族関係の形成を阻害されたとして提訴した「熊本ハンセン病家族訴訟」に対し、令和元(2019)年6月に熊本地裁で国の賠償責任を認めた判決が下されました。これを契機として、同年11月に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」等が施行されました。

また、令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症が世界中で大流行し、日本国内においても多くの感染者が報告され、その患者や家族、医療従事者などに対する偏見や差別の発生が社会問題となりました。

今後、未知の新興感染症が発生した際には過去の経験を教訓に、不確かな情報に惑わされず同様の差別的行為等が発生しないよう一人ひとりの人権尊重の意識が大切です。

感染症に関する正しい知識の普及啓発により、偏見や差別意識を解消し、誰もが安心して暮らせる環境づくりが求められます。

【基本方針】

感染症等の病気については、まず治療や予防など、医学的な対応とともに、病気に対する正しい知識と理解を深め、感染症患者等への偏見や差別を解消するための取り組みを引き続き進めます。

【施策の基本的な方向性】

- 病気や感染症に対し、市民が正しい知識や情報を得て、理解を深めるための啓発を推進します。
- 感染症や難病等に罹患した場合は、適切な医療を受診することができるよう関係機関と連携し、医療機関や医療費助成制度等について情報提供を行います。
- 患者の人権に配慮した医療が行われるよう医療機関への啓発に努めます。

コラム

ハンセン病を正しく理解しよう

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあり、皮膚にさまざまな病的な変化が起こったりします。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。

かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6（1873）年に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

令和元（2019）年11月、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行されました。また、令和6（2024）年6月、議員立法により「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。

法の前文では、ハンセン病患者の隔離政策の下、ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取り組みがなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

一人ひとりがこのような現状を自らの問題として理解を深め、ハンセン病に対する正しい認識を持つことが最も大切なことです。

コラム

レッドリボン（赤いリボン）について

世界エイズデー（World AIDS Day：12月1日）は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

“レッドリボン（赤いリボン）”は、世界エイズデーキャンペーンをはじめ、HIVとエイズに関する運動の世界的なシンボルです。

“レッドリボン”は、もともと病気や事故で人生をまっとうできなかった人々への追悼の気持ちを表すもので、エイズのために使われ始めたのは、アメリカでエイズが社会的な問題となってきた1980年代の終わり頃からです。この頃、演劇や音楽などで活動するニューヨークのアーティスト達にもエイズがひろがり、エイズに倒れて死亡するアーティスト達が増えました。そうした仲間達に対する追悼の気持ちとエイズに苦しむ人々への理解と支援の意思を示すため、“赤いリボン”をシンボルにした運動が始まりました。

この運動は、その考えに共感した人々によって国境を越えた世界的な運動として発展し、UNAIDS（国連合同エイズ計画）のシンボルマークにも採用されています。レッドリボンは、あなたがエイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。



8 犯罪被害者とその家族に関する問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「犯罪被害者のプライバシーが興味本位に取り上げられることは問題だ」という考え方については、「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人が大半を占めています。

一方で、「犯罪被害者等基本法」の認知度は半数程度にとどまっています。犯罪の被害者やその家族等は、事件そのものに関する精神的負担や経済的負担だけでなく、いわれのない噂や中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次被害を受けることがあります。

こういった現状の中で、犯罪被害者等に対する市民の理解を深め、関係機関と連携して、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るため、本市では平成 28（2016）年 4 月に奈良県内で最初に犯罪被害者等支援条例を施行し、見舞金の支給や貸付金の無利子での貸付け、市営住宅への一時的な入居などの施策を展開しています。

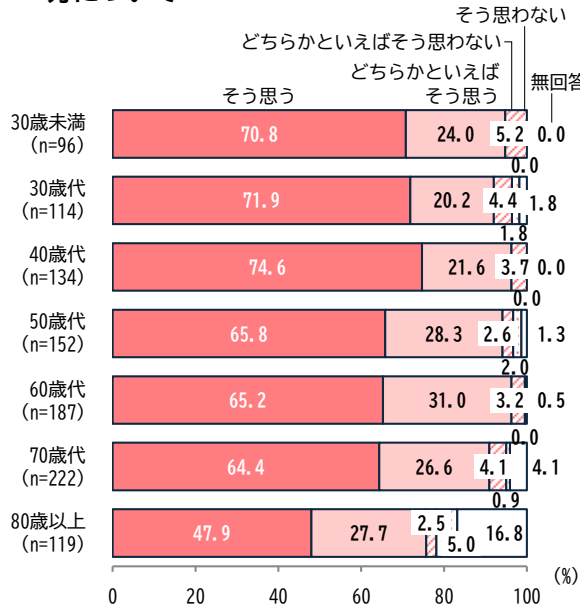
【基本方針】

犯罪被害者等基本法が施行されてもなお、犯罪被害者等に対する支援体制は十分とは言えません。行政や司法機関、民間団体等が犯罪被害者等の人権保障を図るとともに、その立場を理解した支援を進めていきます。

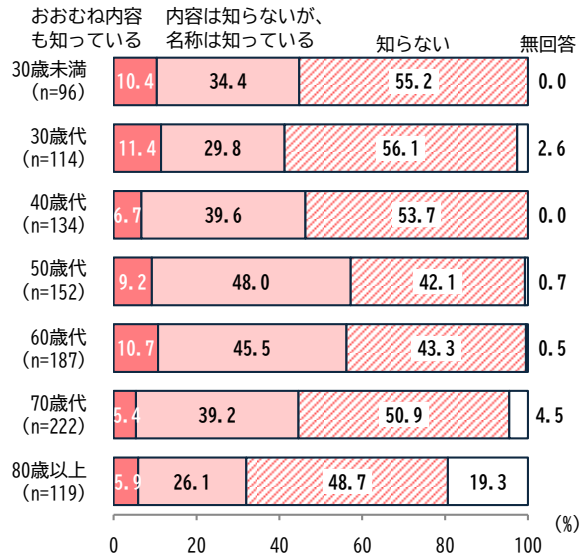
【施策の基本的な方向性】

- 市民一人ひとりが、犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の必要性を認識し、犯罪被害者等への理解を深めるための啓発を推進します。
- 犯罪被害者等が抱える生活上の問題に対応するため、既存の各種制度の活用や犯罪被害者等支援に特化した支援制度・サービスの充実強化を図り、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細やかな支援を提供していきます。
- 犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、途切れることなく的確な支援が行われるよう、関係機関・団体からなる多機関ワンストップサービスに参画し、関係機関と適切に役割分担をしながら、犯罪被害者等支援施策を推進します。

■ 「犯罪被害者のプライバシーが興味本位に取り上げられることは問題だ」という考え方について



■ 犯罪被害者等基本法の認知度



コラム

犯罪被害者等への支援について

平成 16 (2004) 年に制定された「犯罪被害者基本法」では、被害者の権利保護を図る施策を進めることを地方自治体の「責務」と明記されています。

本市では、県内の自治体では初めて、犯罪被害者や遺族に見舞金や貸付金を支給する「市犯罪被害者等支援条例」を制定しています。本条例では、犯罪被害者や遺族を地域で支え、一刻も早い被害回復や軽減を図ることを目的としており、見舞金のほか、緊急に資金が必要な犯罪被害者や遺族に貸付金を支払うことなどが明記されています。

犯罪の被害者やその家族の支援に取り組む自治体が少しずつ広がってきており、犯罪被害者らを支援する条例を制定している市区町村の割合は6割を超え、令和7(2025)年4月1日時点で1,083市区町村が制定しています(令和7年版犯罪被害者白書より)。

また、警察庁において、令和7(2025)年6月に、犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト「ギゅっとCH(チャンネル)」を新設しています。犯罪被害者等に対する支援制度や相談窓口に関する情報及び支援者に向けたオンデマンド研修教材等が掲載されています。



9 刑を終えて出所した人とその家族に関する問題

【現状と課題】

市民アンケート調査によると、「刑を終えて出所した人を、社会復帰できるよう地域社会で支える必要がある」という考え方については、「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」が8割程度を占めているものの、年代別にみると、年齢が低くなるほど「そう思わない」もしくは「どちらかといえばそう思わない」が高くなる傾向がみられます。

また、「罪を犯した人の家族が非難されるのは仕方がない」という考え方については「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」が2割近く、「凶悪事件の場合は、犯人が未成年者であっても犯人の実名を公表することはやむをえない」という考え方については「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」が8割以上を占めています。

こどもの結婚相手や親が刑を終えて出所した人であった場合には、「考え直すように言う」が半数以上、「親としては反対だが、子どもの意思が固ければ仕方がない」が3割を超える結果となっています。また、賃貸マンションの家主が、刑を終えて出所した人には貸さないようにと条件をつけることについて、「差別だと思う」は3割程度にとどまっており、「差別とはいえない」が1割を超えています。

刑を終えて出所した人とその家族に対して、アパート等の入居に際して否定的な意識が根強く残っており、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況にあるのが現状です。

【基本方針】

刑を終えて出所した人が更生し、社会の一員として普通に生活を営むことができるようになるためには、家族、職場、地域など周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

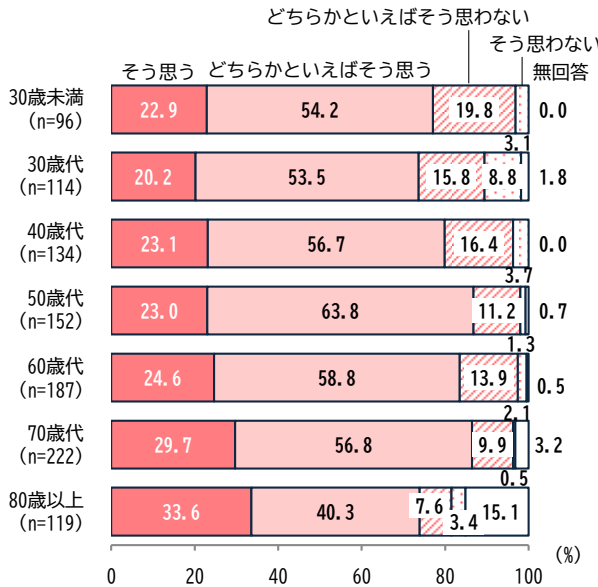
刑を終えて出所した人に対する正しい理解を深め、偏見や差別を解消するための啓発を行います。

【施策の基本的な方向性】

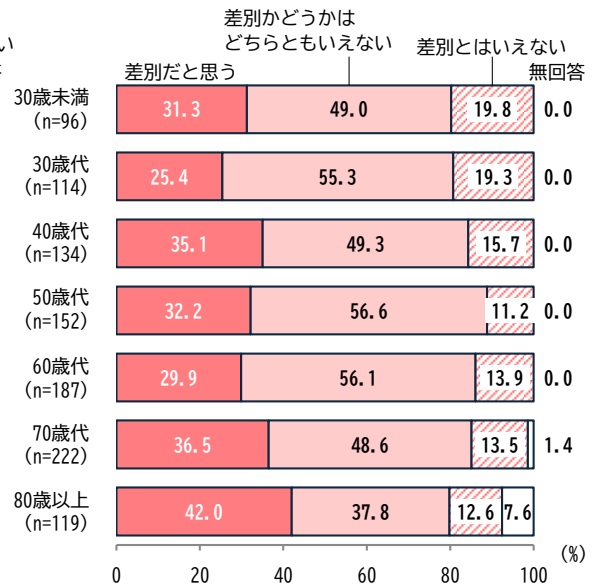
- 刑を終えて出所した人とその家族が、社会の一員として普通に生活を営むことができるよう、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するための啓発を推進します。
- 保護司会等と連携し、「社会を明るくする運動」を通じた啓発活動を推進します。
- 刑を終えて社会復帰をしようとする人を受け入れる社会環境をつくるとともに、就労をはじめ、就学や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用などについて相談に応じ、適切な支援に努めます。

アンケート調査結果から

■ 「刑を終えて出所した人を、社会復帰できるように地域社会で支える必要がある」という考え方について



■ 賃貸マンションの家主が、刑を終えて出所した人には貸さないようにと条件をつけることについて



コラム

社会を明るくする運動について

社会を明るくする運動とは、犯罪のない明るい社会をみんなで目指す運動のことです。

犯罪や非行をした人が、再び過ちを犯さないためには、その人自身が自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直りのために努力することが必要です。しかし、それだけではなく、立ち直ろうと努力する人を受け入れ、見守ることもまた、犯罪や非行のない明るい地域社会につながるものと考えられています。

テレビや新聞では、毎日のように事件（犯罪）のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。犯罪や非行をした人自身が罪に向き合い、心から反省し、立ち直りに向けて一生懸命努力することはもちろん大切です。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。



“社会を明るくする運動”では、再犯を防止して犯罪や非行のない地域社会をつくるために、一人ひとりが考え、それぞれの立場でかかわるきっかけをつくることを目指しています。

(出典) 法務省ホームページ「第75回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」

10 インターネット・SNSによる人権侵害の問題

【現状と課題】

近年、インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、情報の収集・発信の利便性は大きく向上した一方で、匿名性を悪用し、SNS等での個人や集団等を誹謗中傷する表現が拡散したり、その行為により差別が助長されたりするなどの人権侵害が増加しています。

市民アンケート調査によると、有名人が在日外国人であると暴露するインターネットやSNS等への書き込みについては、「事実である、なしに関わらず、許せない人権侵害だと思う」が4割を超えて最も高くなっているものの、「事実であれば、問題ないと思う」が2割を超えています。

また、インターネットやYouTube、SNS等で同和地区の所在地リストが掲載されていることについては、「人権侵害だと思う」が半数を超えているのに対し、「よくないが、特別に騒ぐほどの問題ではないと思う」が約4割となっています。

インターネットでの人権が守られるために必要なことについては、「インターネット利用の際のルール、マナーの啓発・教育を行う」が7割近くを占めて最も多く、次いで「差別を助長・誘発するような「有害な書き込み」を特定し、処罰する法整備が必要である」、「行政機関が監視を行い、プロバイダへの情報停止、削除を求める」、「被害を受けた当事者が、プロバイダへ情報停止、削除を求める」の順となっています。

【基本方針】

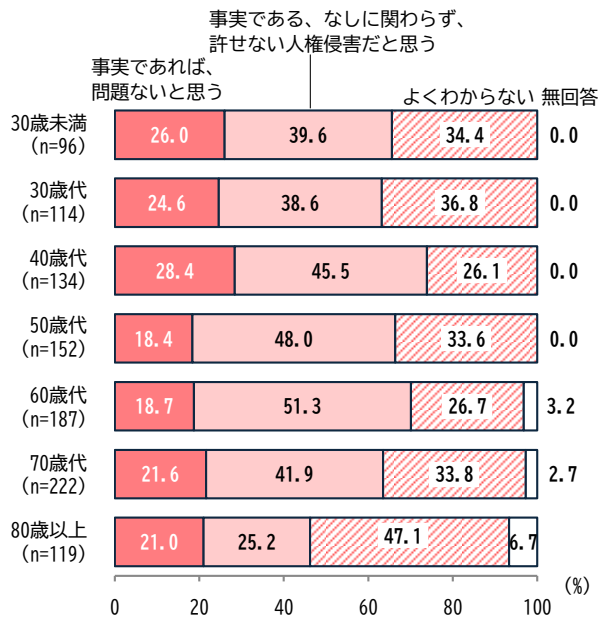
インターネット等を利用する個人一人ひとりがプライバシーや情報モラルについて正しい理解を深め、被害者にも加害者にもならないための「責任ある情報発信」について啓発に取り組みます。

【施策の基本的な方向性】

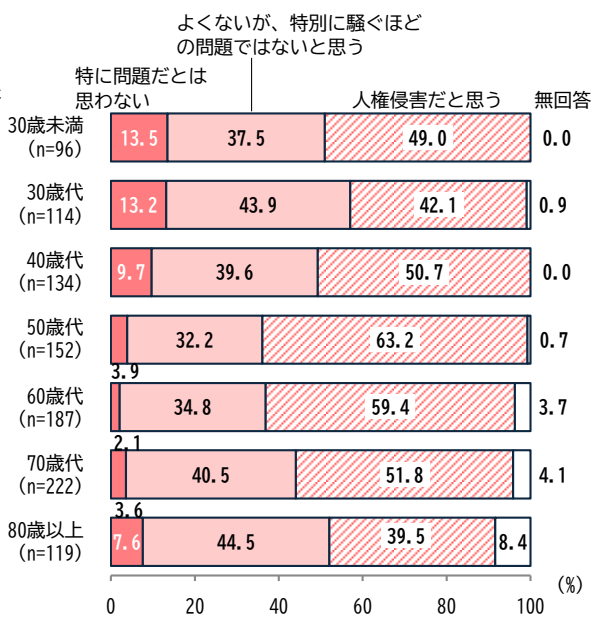
- ▶ インターネット利用者などに対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解をさらに深め、メディアリテラシーを醸成するための教育、啓発活動を推進します。
- ▶ 学校教育では、情報に関する学習などでインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題と、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルなどについて理解を深めるための教育を推進します。
- ▶ インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、関係機関等と連携しながら、適切な対応に取り組みます。

アンケート調査結果から

■ インターネットやSNS等に、有名人が在日外国人であると暴露するインターネットやSNS等への書き込みについて



■ インターネットやYouTube、SNS等で同和地区の所在地リストが掲載されていることについて



コラム

情報流通プラットフォーム対処法について

インターネット上での誹謗中傷や権利侵害情報への迅速な対応を義務付ける法律で、旧「プロバイダ責任制限法」を改正し、令和7（2025）年4月1日に「情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）」が施行されました。

近年、SNSや匿名掲示板などのオンラインプラットフォーム上での誹謗中傷、名誉毀損、プライバシー侵害といった問題が深刻化しています。

従来の「プロバイダ責任制限法」では、プラットフォーム事業者に対する明確な削除義務が定められておらず、対応が事業者の自主性に委ねられていました。このため、被害者救済の迅速化と情報流通の健全化を目的として制定されました。

この法律の施行により、大規模プラットフォーム事業者（大規模特定電気通信役務提供者）は、被害者からの削除申請に対し、原則7日以内に対応を判断し、その結果を通知することが義務付けられました。

また、削除基準の策定・公表や、運用状況の年次報告も求められています。これらの措置により、被害者の迅速な救済と情報流通の透明性向上が期待されています。

11 性的マイノリティに関する問題

【現状と課題】

本市では、令和2（2020）年4月に「大和郡山市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会の実現に向けて、差別や偏見の解消、性の多様性に対する認知について市民や事業者の理解が広がるよう周知啓発に取り組んでいます。

市民アンケート調査によると、「性的マイノリティ（LGBTQ等）であることを身近な人にも言えない社会は問題だ」や「同性カップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」、「自分の子どもが性的マイノリティ（LGBTQ等）であっても、親として子どもの側に立ち、力になる必要がある」という考え方については、奈良県と比較すると「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合が高くなっているものの、「そう思わない」もしくは「どちらかといえばそう思わない」の回答も一定数みられます。

また、こどもの結婚相手が同性であった場合には、「考え直すように言う」が3割を超える結果となっており、特に年代が上がるほどその割合が高くなる傾向がみられます。

性的マイノリティに対しては、若い世代での関心や意識の高まりはうかがえますが、社会全体としては未だ十分とはいえません。

【基本方針】

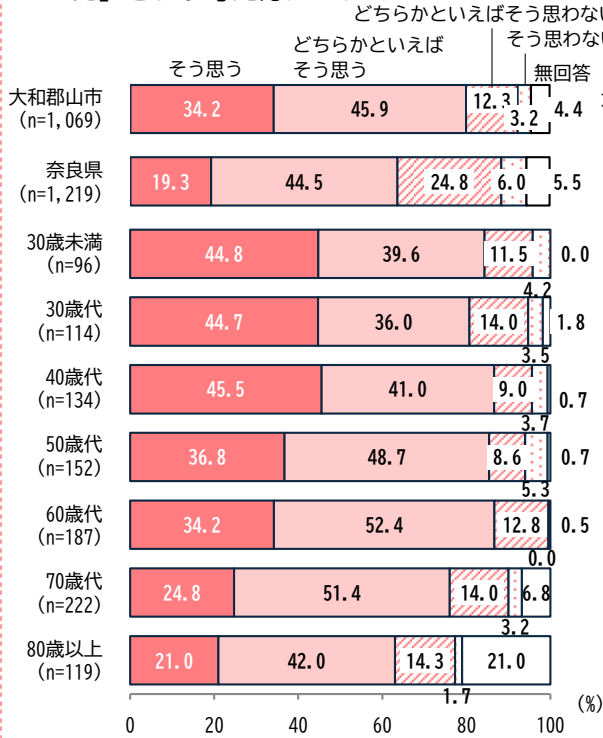
どのような性的指向・性自認であっても、誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための教育・啓発を推進します。

【施策の基本的な方向性】

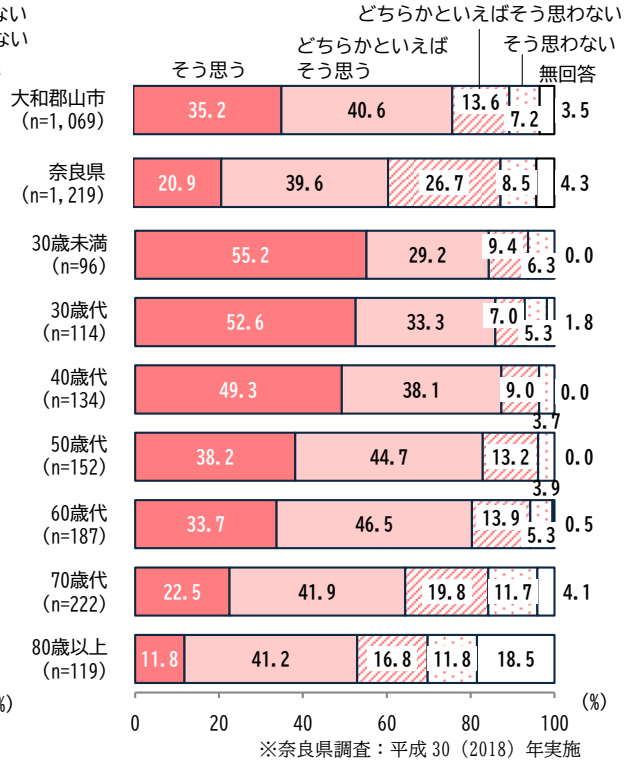
- 多様な性のあり方に関して、市民の理解を深めるための啓発を推進します。
- 関係機関と連携し、性的指向・性自認に悩んでいる人の相談に対応するとともに、相談者の立場に立った相談や支援に取り組みます。
- 大和郡山市パートナーシップ宣誓制度について普及・啓発を推進します。

アンケート調査結果から

■ 「性的マイノリティ（LGBTQ等）であることを身近な人にも言えない社会は問題だ」という考え方について



■ 「同性カップルにも夫婦と同じ権利を認める必要がある」という考え方について



コラム

大和郡山市パートナーシップ宣誓制度について

本市では、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを認め合い、すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現を目指すことを目的に、大和郡山市パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

この制度は、性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が証明する制度です。お互いをともに支え合いながら生きていくことができるよう、価値観や個性の違い、多様性を認めるなど、当事者の生き方を応援していく制度です。

この制度の導入により、差別や偏見の解消、性の多様性に対する認知について市民や事業者の理解が広がるよう周知啓発にも取り組み、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しています。



12 震災等の災害に起因する人権侵害の問題

【現状と課題】

令和6（2024）年1月に発生した能登半島地震や近年頻発しているトカラ列島近海の地震をはじめ、全国では地震や線状降水帯の発生に伴う豪雨被害など多くの自然災害が発生しています。また、地震による被害を受けた地域が、豪雨等により更なる被害に遭う多重被災が問題になっています。

一方で、災害時の避難所生活においては、高齢者や障害者等の要配慮者や女性や外国人に対する人権への配慮に欠けた事例が発生するなど、さまざまな「人権問題」が報じられています。

また災害の発生時に、SNSによる不確かな情報発信やデマの拡散が他人を不当に扱うことになり、さらに偏見や差別を助長することにつながる恐れがあることから、「人権侵害」の問題のみならず、避難や復興の妨げになることも懸念されています。

【基本方針】

災害時においてもすべての被災者の人権が尊重され、その特性や置かれている状況に応じた適切な支援を受け、尊厳をもって生活することができるよう、防災訓練等の実施の機会を通して市民への周知に努めます。

【施策の基本的な方向性】

- 災害時の避難所運営においては、女性や高齢者、障害のある人、外国人などを含むすべての避難者の人権を尊重した取り組みに努めます。
- 災害時要支援者を考慮した避難所への誘導や避難所運営ができるよう、あらゆる状況を想定した訓練及び研修を実施します。
- 地域防災計画の見直しや要配慮者を対象とした個別避難計画の策定、防災訓練時など、平時から女性や高齢者、障害のある人など災害弱者の視点も取り入れた取り組みを推進します。

コラム

災害時避難行動要支援者名簿について

本市では、災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な高齢者や、障害のある人などの情報を記載した「災害時避難行動要支援者名簿」を作成しています。

平常時から登録いただいた情報を公的機関や地域に提供することで、支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受けられる可能性が高まります。

《名簿対象者》

- 70歳以上の一人暮らし高齢者 または 70歳以上の高齢者のみの世帯の方
- 要介護3以上の方
- 身体障害者手帳1、2級の方
- 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 療育手帳Aの方
- 難病患者の方
- ほか、避難に支援が必要な人で名簿への掲載を申請した方

《名簿提供先》

- 消防署
- 消防団
- 警察署
- 社会福祉協議会
- 民生委員
- 地域包括支援センター
- 個人情報に関する協定を締結した自治会（自主防災組織）

コラム

家庭備蓄をしておこう

災害時の停電や断水に備え、各家庭で非常食や飲料水、便袋などの簡易トイレ、懐中電灯、携帯ラジオ、モバイルバッテリーなどを準備しておきましょう。

災害時非常持出品

家庭備蓄品のうち必要最小限のもの（最初の1日に必要な一人分の物品）をリュック等に入れておきます。

リュックの重さは、**10kg** 前後が目安です！（こどもは**3kg**程度）



最低でも3日分、できれば1週間分を備蓄しましょう。

また、非常持ち出し品も準備しておきましょう！

<p>貴重品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>現金 <input type="checkbox"/>本人確認書類 <input type="checkbox"/>通帳 <input type="checkbox"/>印鑑 <p>食料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>飲料水 1日分(500ml 3本以上) <input type="checkbox"/>非常食 1日分(そのまま食べられるもの) <p>生活用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>衣類・下着 <input type="checkbox"/>タオル <input type="checkbox"/>軍手 <input type="checkbox"/>スリッパ <input type="checkbox"/>ビニール袋 <input type="checkbox"/>雨具 <input type="checkbox"/>使い捨てカイロ <input type="checkbox"/>筆記用具 <input type="checkbox"/>ホイッスルや防犯ブザー 	<p>停電への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>モバイルバッテリー <input type="checkbox"/>懐中電灯 <input type="checkbox"/>携帯ラジオ <input type="checkbox"/>乾電池 <p>衛生用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ティッシュ <input type="checkbox"/>ウエットティッシュ <input type="checkbox"/>マスク <input type="checkbox"/>歯磨きセット <input type="checkbox"/>携帯トイレ(1日7回分) <input type="checkbox"/>トイレ用ペーパー <input type="checkbox"/>生理用品 <p>救急用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>消毒液 <input type="checkbox"/>絆創膏 <input type="checkbox"/>包帯・ガーゼ等 <input type="checkbox"/>常備薬(おくすり手帳) <input type="checkbox"/>体温計
--	--

※家庭に応じて準備するもの

- ★子どもがいる家庭 ミルク、使い捨て哺乳瓶、離乳食、オムツ、おしりふき、母子手帳 など
- ★高齢者がいる家庭 介護食、大人用パンツ、給水バッド、補聴器、杖 など
- ★ペットがいる家庭 ペットフード、ペット用トイレ、ゲージ など

家庭備蓄品

最低3日分、できれば1週間分を用意し保管しておきます。

飲料水や非常食は、ローリングストックで普段から無理なく備蓄を！



<p>食料</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>飲料水(1日3L/人) <input type="checkbox"/>非常食(7/77米、缶詰・缶詰食品、缶詰) <p>生活用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>毛布・寝袋 <input type="checkbox"/>ポリタンク(給水用) <input type="checkbox"/>使い捨て食器 	<p>停電への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ポータブルバッテリー <input type="checkbox"/>カセットコンロ・ボンベ <input type="checkbox"/>ランタン <p>衛生用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>簡易トイレ、トイレ用ペーパー <input type="checkbox"/>携帯トイレ(1日7回分/人)
--	--

13 さまざまな人権問題

次にあげるさまざまな人権問題は、社会、経済構造等の外的要因をはじめ、人々の価値観や人権をめぐる意識の変化などに伴い、今後、さらに多様化、複雑化する傾向にあるため、その解決や正しい知識と理解を深めるため、関係機関と連携して取り組んでいくことが必要です。

(1) アイヌに関する問題

明治以降に進められた同化政策により、アイヌの人々は教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本語を使うことを強制されるなど、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。社会的な格差や偏見、文化的断絶といった問題が現在に至るまで根強く残っています。

国では、令和元（2019）年に、アイヌ民族を法律として初めて「先住民族」と明記し、独自の文化を生かした地域振興策のための交付金制度などが盛り込まれた「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」が施行されました。

一人ひとりが、アイヌの歴史や伝統、文化などについて正しく理解することが、差別や偏見をなくすことにつながります。

(2) 北朝鮮当局による拉致問題

1970年頃から80年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。平成14（2002）年、5人の拉致被害者の帰国が実現しましたが、いまだ帰国を果たせない拉致被害者がいるほか、拉致の可能性を払拭できない特定失踪者の問題も継続しています。

国では、平成18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体が連携し、拉致問題による人権侵害に関する啓発を図るよう努めることとされています。

北朝鮮による日本人の拉致問題は、重大な人権侵害であり、その解決が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、拉致問題について関心と認識を深めていくとともに、思い込みや偏見等によりヘイトスピーチにつながらないように、拉致問題について正しく理解することが必要です。

(3) 路上生活者（ホームレス）に関する問題

国では、平成14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取り組みを行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

（用語の解説）○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律：P52

路上生活に至る原因は、人によってさまざまです。日雇労働などの不安定な就労に長年就いてきた人たちの高齢化や会社の倒産等による失業など、経済的な原因によるものが多数を占めますが、健康上の問題や家庭内の問題、借金の問題など、複数の原因が複雑にからみ合っているケースも少なくありません。ホームレスの一日も早い自立のためには、ホームレスの置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスに対する偏見や差別をなくすことが大切です。

(4) 人身取引に関する問題

「人身取引」とは、女性や子どもを始めとした弱い立場にある人を、暴力や脅迫、誘拐、詐欺などの手段によって支配下に置いたり、引き渡したりして、売春や性的サービス、労働の強要などにより搾取する、「トラフィッキング (Trafficking)」とも呼ばれている犯罪であり、重大な人権侵害です。

国では、人身取引その他の人身の自由を侵害する行為に対処するため、令和4(2022)年12月に「人身取引対策行動計画2022」が策定されました。

人身取引を根絶し、被害者を救うためには、まず一人ひとりがその事実をよく認識する必要があります。

(5) ゲノム情報(遺伝情報)に関する問題

ゲノム医療の実現に向けた取り組みやその普及にあたって個人の権利利益の擁護のみならず人の尊厳の保持に関する課題に対応する必要があることに鑑み、良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5(2023)年6月に「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」が成立しました。

今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報(遺伝情報)に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入などの社会生活のさまざまな場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生する恐れがあります。ゲノム情報(遺伝情報)に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

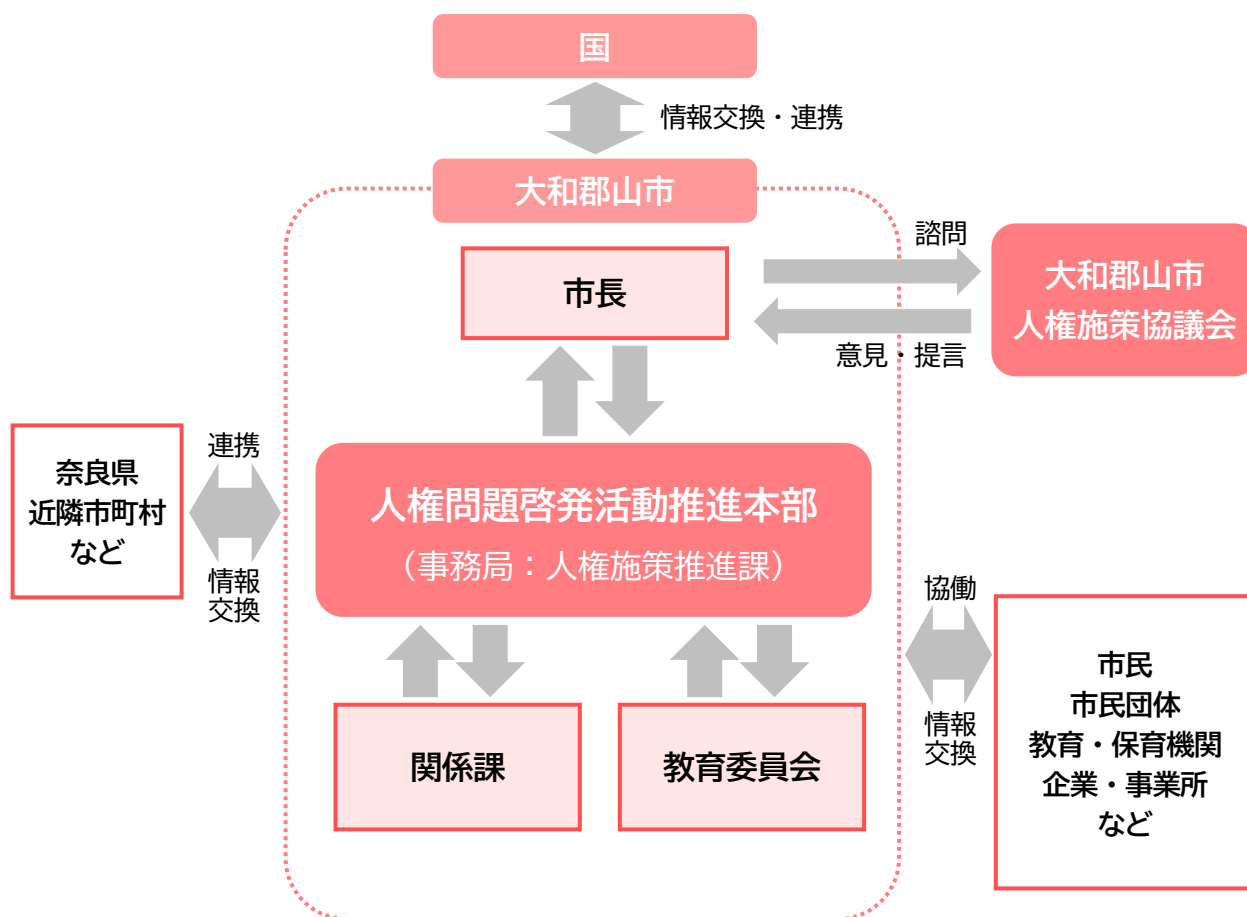
第5章 計画の推進にあたって

1 人権尊重の視点に立った各種施策の展開

この基本計画の推進にあたっては、行政が人権尊重の視点に立って、主体的に取り組んでいくことが求められます。各部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、関係団体との連携のもと各種施策の展開に努めます。

2 計画の総合的な推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るため、「大和郡山市人権問題啓発活動推進本部」を中心に、関係部署と連携し、計画の推進に取り組みます。



3 関係機関等との連携

人権問題は、行政による施策だけで解決することは困難であり、地域社会と行政が協働して取り組むことが解決への近道であるといえます。

(1) 国、県、他市町村及び関係団体・学校等との連携

国や県、他市町村、関係機関と協力し、情報の共有等、人権施策を効果的に推進して人権意識の高揚を図っていくとともに、関係団体・学校等と連携して計画の推進に努めます。

(2) ボランティア、NPO、企業等との連携・協力の推進

市内にはさまざまな市民団体や地域組織があり、人権教育・啓発に取り組んでいます。また、ボランティア団体やNPO、企業等の活動が福祉をはじめ、さまざまな分野に及び、今後、人権問題への取り組みにも拡大していくことが考えられます。

これからも人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携・協力できるよう、ネットワークの強化を図ります。

4 計画の進捗状況の評価

人権施策推進課は、人権啓発の施策に関する総合調整機関の機能を担うとともに、人権に関する取り組みの推進役としての役割を果たしていきます。

また、本計画の進捗状況を把握し、「大和郡山市人権施策協議会」に報告を行い、計画を適切に推進します。

資料編

1 用語の解説（50音順）

あ行

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目的として制定された法律。令和元（2019）年5月施行。

か行

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の当事者を含めた国民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、人格と個性を尊重して支え合いながら共生する、活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的として制定された法律。令和6（2024）年1月施行。

協働

同じ目的のために、力をあわせて働くこと。複数の人や団体が、共通の目的を達成するためにそれぞれの専門性を活かしながらお互いに協力・連携すること。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4（2022）年6月に成立し、令和5（2023）年4月に施行された。すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的としている。

こども大綱

こども基本法に基づく大綱で、幅広いこども施策を総合的に推進するため、基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしている。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

こどもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されないよう、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。平成26（2014）年1月施行。令和6（2024）年6月に「子どもの貧困対策推進法」から「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に改定・改称。

こどもまんなか社会

こどもや若者一人ひとりの意見を聴いて、その声を大切にして、こどもや若者にとって最もよいことは何かを考え、こどもに関する取り組み・政策をまんなかに据える社会のこと。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

貧困や家庭内暴力などの困難な問題に直面する女性に対して、包括的かつ切れ目のない支援を提供することを目的とした法律。令和6（2024）年4月施行。

さ 行

再犯の防止等の推進に関する法律

安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められた法律。平成 28（2016）年 12 月施行。

ジェンダー

生物学的性別（sex）に対する「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像・女性像」があり、このような男性・女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（gender）という。

ジェンダーアイデンティティ

性自認。自身の性別を内的にどう認識しているかという「こころの性」であり、出生時に割り当てられた生物学的性や、誰を好きになるかという性的指向とは独立した概念のこと。

自己実現

自分が持つ多くの可能性に気づき、その実現を目指しながら自己を確立すること。アメリカの心理学者マズローの欲求の階層論によると、人間にとって最高の位置にある欲求。

児童委員

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う。

児童虐待

保護者がその監護する児童に対して行う、身体的、性的、心理的、ネグレクト（育児放棄）の 4 種の行為で、法律上禁止されている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。平成 28（2016）年 4 月施行。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

パートやアルバイトを含む常勤労働者を 301 人以上雇用している政府、自治体、民間企業等に女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務付けた法律。平成 27（2015）年施行。

スクールカウンセラー

児童・生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校でのカウンセリング機能を充実させるため学校に配置された、専門的な知識・経験を有する臨床心理士などの「こころの専門家」のこと。

スクールソーシャルワーカー

児童・生徒の学校生活にかかる、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題や貧困に対応するため、教育分野の知識に加えて社会福祉などの専門知識・技術によって児童・生徒のおかれたさまざまな環境に働きかけて支援する社会福祉士や精神保健福祉士などの福祉の専門家のこと。

成年後見制度

知的障害や精神障害、認知症などによって、一人で決めることに不安や心配のある人が、さまざまな契約や手続き等の際に、選任した後見人が手伝う制度のこと。

性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、性別によって役割を分担するのが当然、あるいは自然だとする固定的な意識のこと。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な言動を行うことにより不快感を与え、そのものの尊厳を傷つけ、就業環境その他の生活環境を害し、または性的な言動を受けた者の対応によってその者に不利益を与えること。

た 行

多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを理解しようと努め、あるいは認めあい、協力しあって豊かな地域社会にしていこうとする考え方のこと。

多様な性

性には、①身体の性（生まれたときに割り当てられた身体の区別による性）、②こころの性（自分の性別をどう認識しているか、性自認）、③表現する性（ことばづかいや髪型、服装など、自分をどのように表現するか）、④好きになる性（恋愛対象として好む性、性的指向）の4つの要素がある。身体の性とこころの性が必ずしも一致するわけではない。性のあり方は人の数だけバリエーションがあり、多様な性が存在する。

超高齢社会

高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%超の社会のこと。

デートDV

恋人による身体的暴力や精神的暴力、性的暴力のこと。DVが「配偶者等からの暴力」を指すのに対して、デートDVは「恋人からの暴力」を指す。

な 行

認知症

さまざまな脳の病気により、脳の神経細胞の働きが徐々に低下し、記憶力や判断力などの認知機能が低下して、社会生活に支障をきたした状態のこと。

は 行

バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方のこと。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や権力などを利用した嫌がらせのことで、業務の適正な範囲を超え、精神的・身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる行為のこと。

ひきこもり

さまざまな要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期（当計画では6ヶ月以上）にわたって失われている状態のこと。

部落差別の解消の推進に関する法律

現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律。平成28（2016）年12月施行。

ハイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動のこと。

ま 行

マイノリティ

少数、少数派。

マタニティ・ハラスメント

女性従業員が妊娠・出産・育児休職などを理由として嫌がらせをされることなど。事業主による不利益な扱いは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されている。

民生委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、常に地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねており、民生委員・児童委員と呼ばれている。

メディアリテラシー

テレビや新聞などマスメディアだけでなく、ネットを含むすべてのメディアの情報を正しく判断し、適切に取り扱う能力のこと。

や 行

大和郡山市ケアラー支援条例

市の責務並びに保護者、市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラーが社会から孤立しないよう支え、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ヤングケアラーをはじめ、すべてのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を図ることを目的とした条例。令和5（2023）年2月制定。

大和郡山市手話に関する基本条例

手話を言語として認識し、手話を使用する人々の権利を尊重し、手話の普及を促進することを目的とした条例。平成27（2015）年3月制定。

大和郡山市人権擁護に関する条例

市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加による差別のない大和郡山市の実現に寄与することを目的とした条例。平成9（1997）年9月制定。

大和郡山市男女共同参画推進条例

市、市民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とした条例。平成30（2018）年12月制定。

大和郡山市犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることを目的とした条例。平成28（2016）年3月制定。

大和郡山市パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的、物理的、精神的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が証明する制度。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

A-Z

DV（配偶者からの暴力）

配偶者（婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、恋人、パートナーその他の親密な関係にある者、またはあった者からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、社会的暴力（交友の制限等）も含まれる。

LGBTQ

「L：レズビアン（女性同性愛者）」「G：ゲイ（男性同性愛者）」「B：バイセクシュアル（両性愛者）」「T：トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）」「Q：クエスチョニング（自分の性自認や性的指向が定まらないこと）」の頭文字をとった総称。

NPO

「Non-Profit Organization」の略で、「民間非営利組織（団体）」と訳される。ボランティア団体や市民活動団体（特定非営利活動法人を含む）を中心とする営利を目的としない民間団体のこと。

SNS

「Social Networking Service」の略で、登録された利用者同士が交流できるWEBサイトの会員制サイトのサービスのこと。

SOGI

性的指向を示す「Sexual Orientation」と、性自認を示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。異性愛の人なども含めすべての人が持っている属性のこと。

2 計画策定の経過

年月日	会議・調査等	概要
令和6(2024)年 8月28日	令和6年度第1回 大和郡山市人権施 策協議会	(1) 第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画 について (2) 市民および市職員アンケート(案)について
10月11日～ 11月11日	誰もが暮らしやす い社会づくりに向 けたアンケート調 査の実施	市内在住の18歳以上市民3,000人を、住民基本台帳よ り抽出してアンケート調査を実施 (詳細は、第2章「2 アンケート調査結果からみる大 和郡山市の現状」を参照)
令和7(2025)年 2月13日	令和6年度第2回 大和郡山市人権施 策協議会	(1) 大和郡山市の人権に係る各種団体等の事業報告に ついて (2) 第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画 策定に向けたアンケートの結果について
7月22日	令和7年度第1回 大和郡山市人権施 策協議会	(1) 次期大和郡山市人権施策に関する基本計画(骨子 案)について
11月18日	令和7年度第2回 大和郡山市人権施 策協議会	(1) 第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画(素 案)について (2) パブリックコメントの実施について
12月1日～ 12月26日	パブリックコメン トの実施	より幅広く市民の意見を募り計画へ反映するため、計画 素案についてパブリックコメントを実施
令和8(2026)年 2月13日	令和7年度第3回 大和郡山市人権施 策協議会	(1) 大和郡山市の人権に係る各種団体等の事業報告に ついて (2) 第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画策定 について

3 大和郡山市人権施策協議会条例

平成 14 年 9 月 26 日
大和郡山市条例第 18 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大和郡山市人権施策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(職務)

第 2 条 協議会は、人権施策についての重要事項を調査審議し、必要と認める事項を市長に建議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 8 名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、役職により委嘱されている委員が役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、市民生活部人権施策推進課において行う。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後において、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 11 月大和郡山市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

4 大和郡山市人権施策協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	所属
会 長	北 條 正 崇	弁護士
委 員	藤 野 良 次	大和郡山市人権のまちづくり推進協議会会長
委 員	植 村 俊 博	大和郡山市人権教育推進協議会会長
委 員	徳 野 衆	大和郡山市議会産業厚生常任委員会委員長
委 員	千 原 雅 代	天理大学教授
委 員	榊 京 子	大和郡山市人権教育研究会会長
委 員	吉 川 郁 子	社会福祉法人 萌 理事長
委 員	杉 村 千佳子	学識経験者

任期：令和8（2026）年11月12日まで

5 大和郡山市人権擁護に関する条例

平成9年9月22日
大和郡山市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない大和郡山市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の人権問題についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成14年条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

6 大和郡山市民憲章

平成6年4月1日制定

わたくしたちの大和郡山市は、豊かな自然と悠久の歴史に生まれ、明日に向けて歩みつづける希望のまちです。わたくしたち市民は、より平和で夢と誇りに満ちたまちをめざし、ここに市民憲章を定めます。

1. 進んでまちづくりに参加しともに住みよいまちをつくります
1. 恵まれた自然を大切にし清潔で美しいまちをつくります
1. 多彩な産業を生かし活力に満ちたまちをつくります
1. 歴史に学び文化を誇る豊かな郷土をつくります
1. お互いを尊重し平和であたたかい社会をつくります

(市民憲章の趣旨)

1. すべての市民と行政とが一体となり、創意と工夫で自分たちのまちをつくりあげていくという意気込みを第一に示し、同時に、住民自治、地方自治の理念確立にもつながるようあらわした。
1. 豊かに残された郷土の自然と、快適な生活環境が未永く守られることを願い、保全と活用のバランスを常に配慮してのまちづくりが目標となるようあらわした。
1. 底力のあるまちの育成を目標とし、農水産業、工業、商業等、各産業の調和のとれた発展を願いあらわした。
1. 大和郡山のすぐれた文化遺産、伝統を糧とし、豊かな市民文化を誇りにできるまちづくりが目標となるようあらわした。
1. 人権尊重という根本的にかつ人類普遍の理想を、最終項にまとめとして掲げた。非暴力、無差別、福祉社会実現への願いをこめてさらに世界平和にも結びつくようあらわした。

7 大和郡山市人権問題啓発活動推進本部設置規程

平成2年12月14日
大和郡山市訓令甲第10号

(目的及び設置)

第1条 普遍的な人権文化を構築するため、人権問題に対する正しい理解と認識を培うよう、大和郡山市職員が人権問題啓発の指導的役割を果たすとともに、啓発活動の強化・充実を図ることを目的として、大和郡山市人権問題啓発活動推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、啓発活動推進を、全職員の課題としてとらえ、前条の目的を達成するため、次の事項を研究、協議し、推進する。

- (1) 啓発活動推進の企画及び立案に関すること。
- (2) 啓発活動推進の調査及び研究に関すること。
- (3) 大和郡山市職員の研修に関すること。
- (4) 市民啓発活動推進に関すること。
- (5) 大和郡山市人権施策に関する基本計画の推進に関すること。
- (6) その他啓発活動推進に必要なこと。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員代表、本部員副代表及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員代表は、人権施策推進課長をもって充てる。
- 5 本部員副代表は、西田中町ふれあいセンター所長をもって充てる。
- 6 本部員は、前2項に掲げる者を除く課長以上の職にある者（新町ふれあいセンター所長を含む。）をもって充てる。ただし、課長以上の職にある者が不在のときは、次席の者がその職務を代理する。

(職務)

第4条 本部長は、本部の会議を招集し、会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長（以下「指名副本部長」という。）がその職務を代理する。
- 3 本部員代表は、本部長及び副本部長の命を受け、本部の事務を掌握する。
- 4 本部員副代表は、本部員代表を補佐し、本部員代表に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員代表は、本部員の中から適当と認める者を指名し、本部の所掌事務を担わせることができる。

(常任委員会)

第5条 第6条に規定する幹事会において企画、立案した本部の所掌事務を審議するため、本部に常任委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、副本部長及び部長職以上の職にある者で構成する。
- 3 委員会は、指名副本部長が招集し、その議長になる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の本部員若しくは職員を会議に出席させて意見を聴くことができる。
- 5 委員会は、審議した事項につき、その結果を本部長に報告する。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置き、本部の所掌事務について企画、立案を行わせる。

- 2 幹事は、本部長から指名された本部員をもって充てる。
- 3 幹事会は、指名副本部長があらかじめ指名する幹事が招集し、その議長となる。
- 4 幹事会は、審議した事項につき、その結果を指名副本部長に報告する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、人権施策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年訓令甲第7号）

- 1 この規程は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの規程の規定に基づき作成されている起案用紙等の用紙で残部のあるものについては、改正後のそれぞれの規程の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年訓令甲第2号）

この規程は、平成11年5月10日から施行する。

附 則（平成14年訓令甲第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令甲第3号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年9月6日から施行する。

附 則（平成18年訓令甲第2号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令甲第8号）抄

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令甲第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令甲第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令甲第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年訓令甲第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年訓令甲第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

8 奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例

平成9年3月27日公布

基本的人権が尊重される、差別のない、自由で平等な社会の実現は、人類すべての悲願である。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。

しかしながら、我が国において、部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別が依然として存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになってきている。

我々は、新しい世紀の到来を前に、あらためて人間の尊厳を自覚し、差別を撤廃することが自由で平等な地域社会建設の基礎であることを認識し、人権意識の高揚と差別意識の解消のため、たゆまぬ努力を行うことが必要である。

我々は、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権の尊重について県及び県民の責務を明らかにし、同和問題その他の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が等しく尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国及び市町村と協力しつつ、人権尊重に関する県民相互の理解を深めるため、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に係る施策の実施に努めるものとする。

(県民の責務)

第3条 県民は、自ら人権意識の高揚を図り、相互に人権を尊重するとともに、県が実施する前条の施策に協力し、積極的に自己啓発に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

9 奈良県部落差別の解消の推進に関する条例

平成 31 年 3 月 22 日公布

(目的)

第 1 条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、及び施策を推進するための基本的な計画の策定等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、全ての人を包摂し、及び人に優しい社会の実現を基本理念として、行わなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村と連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(基本計画)

第 4 条 知事は、部落差別の解消に関する施策を推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 前項に基づく基本計画は、次に掲げる事項について定める。

- 一 部落差別の解消に関する施策についての基本的な方針
- 二 部落差別の解消に関し、県が計画的に講ずべき施策

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、奈良県人権施策協議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第 5 条 県は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前条の基本計画策定のため、必要に応じて、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別が生じないように留意しなければならない。

(相談体制の充実)

第 6 条 県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第 7 条 県は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 8 条 県は、国及び市町村と連携し、部落差別の解消に関する施策を推進する体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

10 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

第2次大和郡山市人権施策に関する基本計画

(令和8年3月)

大和郡山市 市民生活部 人権施策推進課

住 所：〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4

電 話：0743-53-1151(代表)

F A X：0743-53-1211

メー ル：jinkenss@city.yamatokoriyama.lg.jp



